

伊奈町第3期地域福祉計画

令和7年度～令和11年度

すべての住民がつながり、支え合う
安心して暮らせる伊奈町



令和7年3月

伊 奈 町



ごあいさつ

当町は「日本一住んでみたいまち」の実現に向け「これからも安心して住み続けられる ぬくもりのあるまちづくり」を目指す将来像と定め、まちづくりに取り組んでおります。

地域にいるすべての関係者がそれぞれの強みをいかして、世代や分野を超えてつながりあい、課題解決などに取り組む「地域福祉」の考え方が重要です。

近年、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。少子高齢化が進み、世帯規模の縮小、生活様式の多様化などにより、地域社会のつながりが希薄となっています。また、高齢者世帯の増加、介護と子育てを同時に行うダブルケアや生活困窮、さらには、本来大人が行うと想定される家族のケアを日常的に行うヤングケアラーなど、さまざまな分野の課題が絡み合い複雑化することで、包括的な対応が必要となる事例が増えております。



このたび「伊奈町第2期地域福祉計画」の計画期間が満了することから、地域住民の皆さまに加え、介護や障がいなどの業務に従事する方、ボランティア団体の方々など、福祉に携わる方々にアンケート調査を実施し、たくさんの貴重なご意見をいただきました。これを踏まえて、当町の地域福祉をより一層進展させるため「成年後見制度利用促進基本計画」と「再犯防止推進計画」を新たに加え、それらを一体的に推進する「伊奈町第3期地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とし、第2期に引き続き「すべての住民がつながり、支え合う、安心して暮らせる伊奈町」を基本理念に、まちづくりを進めるものです。

結びに、本計画策定にご尽力いただきました伊奈町地域福祉計画策定委員会の皆さまをはじめ、アンケート調査・町民コメントなどにご協力いただきました町民の皆さま、関係団体の皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

伊奈町長 大島 清

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉について	2
3 重層的支援体制整備事業について	4
4 計画の位置づけ	6
5 計画の期間	8
6 地域福祉における対象範囲(圏域)について	9
第2章 本町の地域福祉を取り巻く現状と課題	10
1 統計からみる本町の状況	10
2 暮らしの状況	17
3 地域の状況	23
4 町民の意識	24
5 第2期計画における活動の状況	38
6 地域福祉の視点からみた本町の課題	40
第3章 計画が目指す方向性	42
1 基本理念	42
2 基本方針	42
3 計画の体系	43
第4章 施策の展開	44
基本方針1 コミュニケーションが豊富で助け合い、ぬくもりのある地域づくり	44
基本方針2 安心して暮らせるまちづくり	48
基本方針3 福祉サービスを適切に利用できる仕組みづくり	56
第5章 計画の推進	63
1 役割分担	63
2 推進体制	64
3 進行管理・評価	64
資料編	65
1 計画策定の経過	65
2 伊奈町地域福祉計画策定委員会条例	66
3 伊奈町地域福祉計画策定委員会 委員名簿	68
4 参考事業等一覧	69
5 用語解説	73

※「障がい」の表記について

障がいの「がい」の字の表記については、法律名や条文、固有名詞で漢字が使われている場合や、「障害福祉」といった事物を指す場合は漢字の「害」の表記とし、それ以外は基本的にひらがなで表記することとします。

※構成比や調査結果の比率について

構成比や調査結果の比率はすべて百分比(%)で表しており、全体数やその質問の回答者数を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。

※「平成31年」と「令和元年」の表記について

本文中の統計グラフ等で使用している年表記は、平成31年3月31日時点を示すものについては「平成31年」で、同じ年の5月以降を示すものについては「令和元年」で表記を統一しています。

※「こども」の表記について

法律名や計画名、事業名、固有名詞等に基づき、「子ども」「子供」を使う場合があり、それ以外を「こども」としています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の福祉は、1980年代以降、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などを中心に制度化が行われ、現在では、それぞれの分野における福祉の制度は発展し、専門的な支援が提供されるようになってきています。個々の福祉制度が発展していく一方で、福祉の各分野では対応困難なケースがあることが、次第に問題として現れています。

例えば、高齢者の孤独死などの社会的孤立、高齢者・障がい者・こども等に対する虐待、ひきこもり状態の長期化等による8050問題などが挙げられます。加えて老老介護や介護と育児を同時に担うダブルケアなどがあり、これらは制度の狭間にある複雑化・複合化した課題となっています。

このような課題は、以前は、家族や親戚が近場に住んでいることも多く、地域のつながりや助け合いの基盤が残っており、それらによる対応が行われてきました。

しかし、少子高齢化が進展し、ひとり暮らし世帯の増加や世帯規模の縮小が進むとともに、地域におけるつながりも弱まっています。このため、支援を必要としていながら社会的に孤立して助けを求められないなど、問題をより深刻にしています。

今後の国の状況をみると、令和7(2025)年度には団塊の世代が75歳になり、高齢者人口がほぼピークを迎える令和22(2040)年度には、ひとり暮らし世帯が4割となり、また、就職氷河期世代の高齢化などの状況にも直面するなど、生活課題の増加・複雑化・多様化が一層進むと予測されます。

こうした中、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの制度の狭間の課題や複雑化・複合化した課題を解決していくことを目指して進めていく地域福祉は、ますます重要となっています。

本町では、平成27(2015)年3月に「伊奈町地域福祉計画」を、令和2(2020)年3月には「伊奈町第2期地域福祉計画(以下「第2期計画」という。)」を策定し、町民誰もが安心して豊かに暮らせる地域の実現を目指してきました。

第2期計画が令和6(2024)年度に期間満了するにあたり、本町の地域福祉をより深めていくため、この度の法改正の趣旨や内容を踏まえるとともに、新たな住民等のニーズなどに的確に対応するため、「伊奈町第3期地域福祉計画(以下「本計画」という。)」を策定しました。

また、関連施策との連携をより一層推進する観点から、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年施行)に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」と再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年施行)に基づく「再犯防止推進計画」を包含し、一体的に策定します。

2 地域福祉について

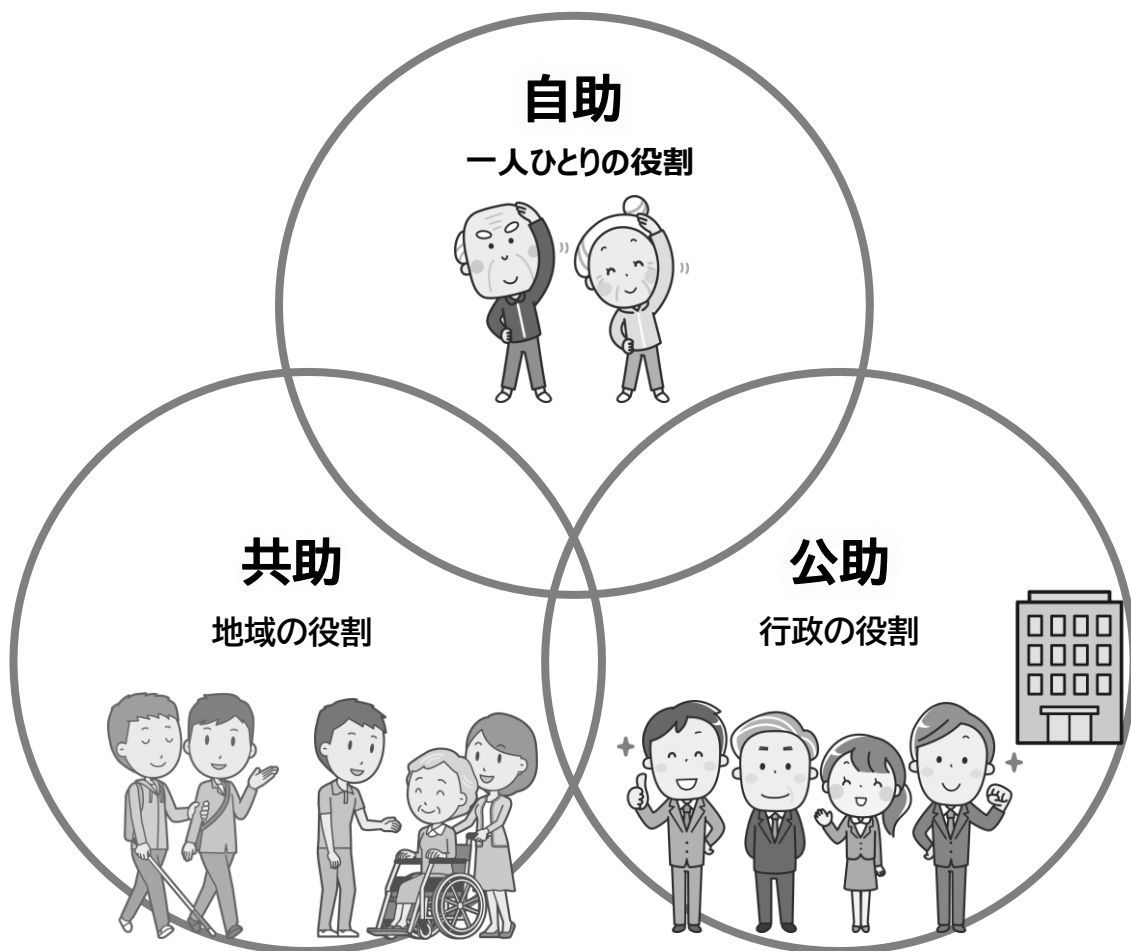
■地域福祉とは

子育てや病気、介護など、生活の中での困りごとは、福祉の専門の人たちの協力を得なければ解決できないことがある一方で、まわりの人の少しの手助けで解決できることも少なくありません。

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して、自分らしくいきいきと暮らせるように、地域住民、団体、事業者、行政など、地域に関わりのある主体が、地域で起こり得るさまざまな問題について、お互いを尊重し、協力し合いながら、解決に取り組み、地域をより良いものにしていこうとする考え方です。

■地域福祉の役割イメージ

それぞれの役割を果たしながら、互いに協力・連携し、重層的に支え合っていくことで、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指していきます。



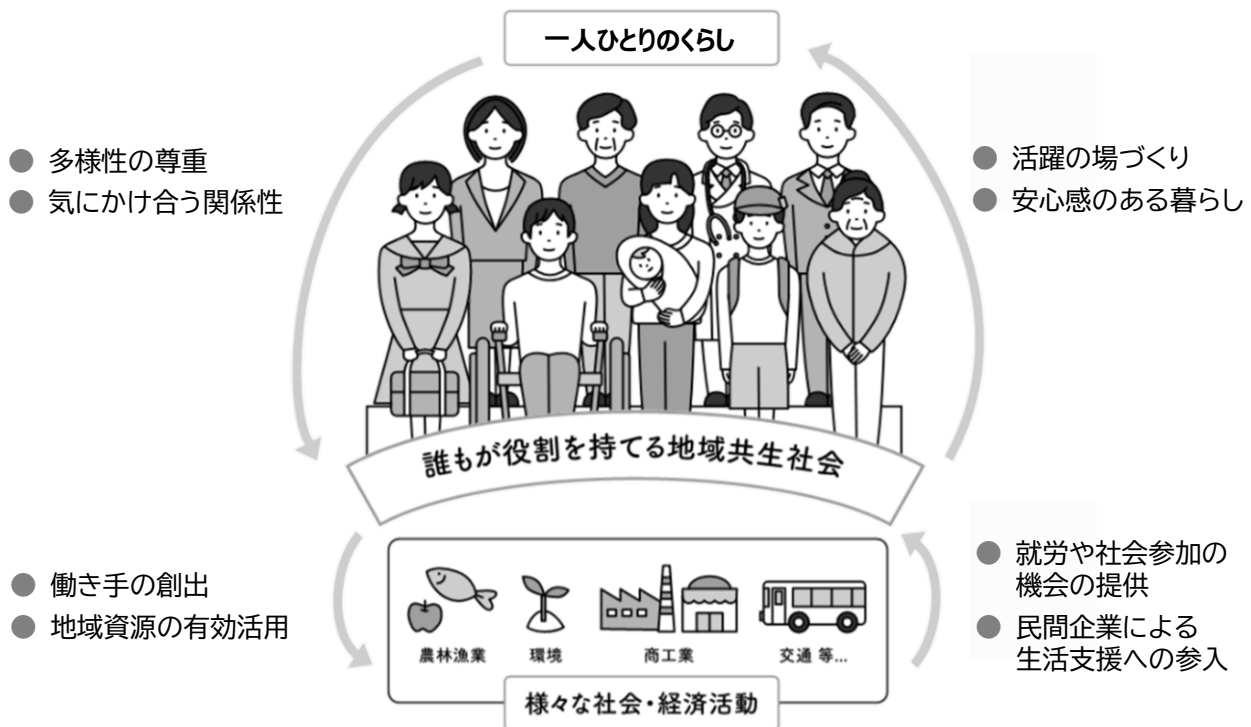
自助 個人や家庭での取組で、自分でできることを積極的に取り組みます。

共助 近所や地域の中で、お互いに助け合い支え合う輪を広げていきます。

公助 自助や共助では解決できない問題に対し行政等の公的支援や福祉サービスなどで解決を図ります。

「地域共生社会」とは、同じ地域で暮らす一人ひとりが、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えてもらう側」という関係性を超えて、自分ができることを行ってお互いに助け合い、支え合い、生きがいを持って元気に安心して暮らしていける社会のことです。地域で暮らす人や地域のボランティア、福祉組織、行政などさまざまな地域資源が世代や分野を超えてつながりあい、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

地域にいるすべての関係者が、それぞれの強みをいかし、地域コミュニティづくりに取り組むことが求められています。



出典：厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

3 重層的支援体制整備事業について

地域共生社会の実現に向けた改革として、改正社会福祉法が平成30(2018)年と令和3(2021)年に施行されました。

平成30(2018)年4月の改正では、地域福祉推進の理念として「支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握および関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨」が明記されました。

また、この理念を実現するため、市町村において、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複雑化・複合化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の整備に努める旨が規定されました。

令和3(2021)年4月の改正では、包括的支援を行う体制を構築するための一手法として、重層的支援体制整備事業が創設されました。

この事業は、既存の介護、障がい、こども、生活困窮の相談支援等の取組をいかしつつ、(1)相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等による継続的支援)、(2)参加支援、(3)地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

本町においては、現在、「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた検討を進めています。



出典：厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

【重層的支援体制整備事業を構成する5事業の概要】

事業名	事業内容
(1)－① 包括的相談支援事業	○属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ○支援機関のネットワークで対応する ○複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
(1)－② 多機関協働事業	○市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ○重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ○支援関係機関の役割分担を図る
(1)－③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	○支援が届いていない人に支援を届ける ○会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ○本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
(2) 参加支援事業	○社会とのつながりをつくるための支援を行う ○利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ○本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
(3) 地域づくり事業	○世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ○交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ○地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

出典：厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/jigyoku/>

4 計画の位置づけ

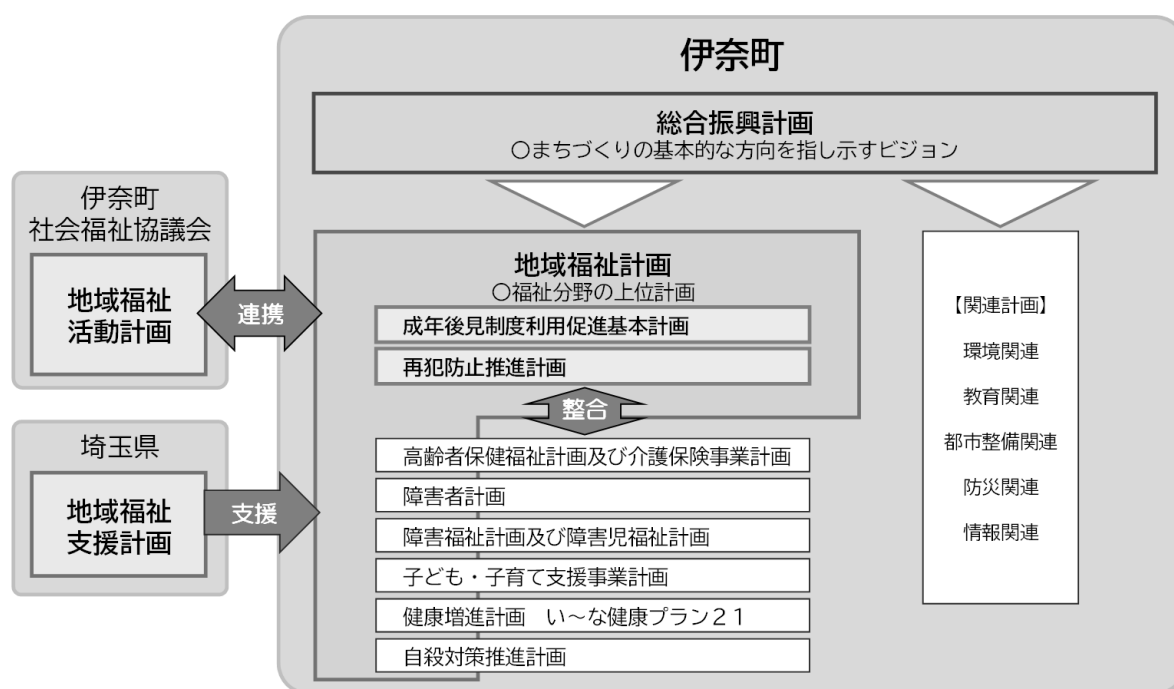
(1)地域福祉計画

「伊奈町地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置づけられた行政計画です。

令和3(2021)年4月から改正社会福祉法が施行され、地域共生社会の実現を図るための包括的な支援体制の整備に関する方策等が規定されました。

本計画は、「伊奈町総合振興計画」を最上位計画とし、同時に、本町の高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの福祉における分野別計画の上位計画として、さらに横断的に関わることでそれらの行政計画との連携・整合を図ります。そして、共通の理念に基づき、町民と関係機関との協働により、「地域共生社会」の実現を目指し、町民の誰もが住み慣れた地域の中で、安心して充実した生活を送ることのできる地域社会を築くための指針として位置づけます。

また、「伊奈町成年後見制度利用促進基本計画」および「伊奈町再犯防止推進計画」を本計画に包含することで一体的な支援を図ります。



(2)成年後見制度利用促進基本計画

「成年後見制度利用促進基本計画」は、平成28(2016)年5月施行の成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づき、本町の成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

判断能力が十分でない人に対して、生活や財産の保護、契約の支援をする権利擁護サービスの普及・利用促進を計画的に進めていくことで、地域で誰もが自分らしく暮らし続けるためのシステムの整備を進めます。

(3)再犯防止推進計画

「再犯防止推進計画」は、平成28(2016)年12月施行の再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき、再犯の防止等に関する施策を推進するための計画です。

犯罪や非行をしてしまった人の中には、出所時に住居や就労先がない人や生活が不安定な人、高齢者や障がい者などの福祉的支援が必要な人もいます。そのような人が孤立せず、円滑に社会の一員として社会復帰するための支援を進めることを目的とした計画です。

犯罪や非行からの立ち直りを支援し、犯罪や非行を生まない、誰もが安全で安心して暮らせる地域づくりを進めます。

5 計画の期間

計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

また、毎年、計画の進捗状況を把握・点検し、必要に応じて計画の見直しを図ります。

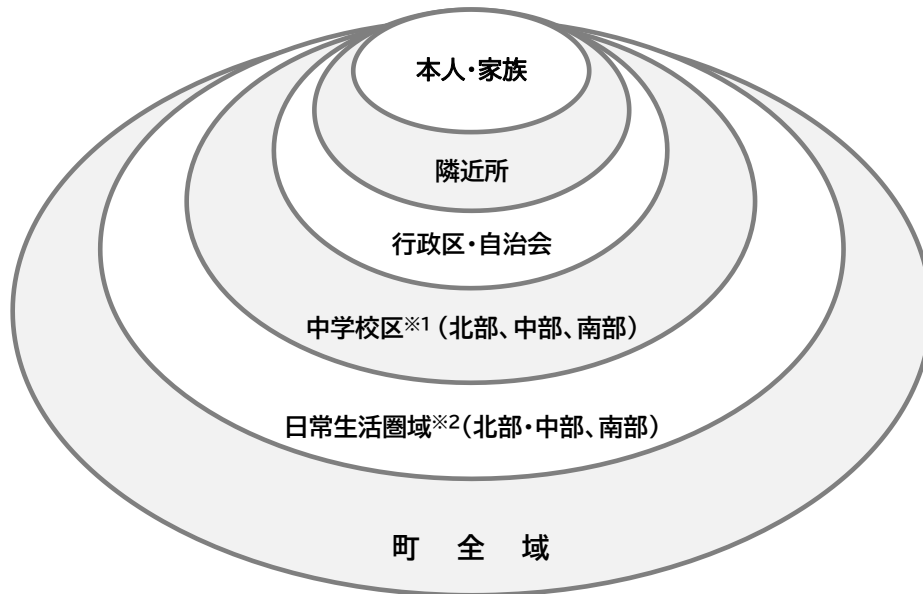
伊奈町

年 度 計画名	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
総合振興計画	平成27年度～令和6年度					次期 (令和7年度～令和16年度)				
地域福祉計画	第2期 (令和2年度～令和6年度)					第3期 (令和7年度～令和11年度)				
成年後見制度 利用促進基本計画	—					第1期 令和7年度～令和11年度				
再犯防止推進計画	—					第1次 令和7年度～令和11年度				
高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画	第7期	第8期			第9期		第10期			
障害者計画	第2期	第3期						第4期 (令和9年度～令和14年度)		
障害福祉計画	第5期	第6期			第7期		第8期			
障害児福祉計画	第1期	第2期			第3期		第4期			
子ども・子育て 支援事業計画	第2期					第3期				
健康増進計画 い～な健康プラン21	第1次 (平成26年度～令和5年度)				第2次 (令和6年度～令和17年度)					
自殺対策推進計画	第1次 (令和元年度～令和5年度)				第2次				第3次	
地域福祉活動計画 (伊奈町社会福祉協議会)	第1次	第2次				第3次 (令和8年度～令和12年度)				

6 地域福祉における対象範囲(圏域)について

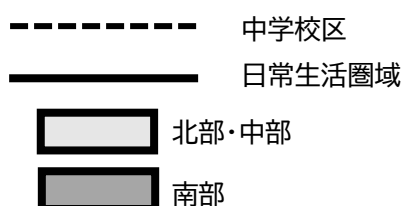
地域福祉におけるさまざまな課題に効果的に対応するためには、支援を必要とする人をひとつの組織だけで支えるのではなく、地域に応じた取組を行い、地域全体で支援することが大切です。

身近な隣近所といった小さな圏域から、町全体の大きな圏域まで、それぞれの活動に見合う適切な対象範囲(圏域)を想定しながら、それに応じた支援体制を包括的かつ重層的に整備して、地域福祉活動を推進する必要があります。



※1 中学校区（北部、中部、南部）とは
町立3中学校の学区を基準に、行政区を
3つに区分したもの。
また、本町の地域防災計画では、この区分
で地区拠点避難所を設置している。
（区分はP14のとおり）

※2 日常生活圏域（北部・中部、南部）とは
特に高齢者が住み慣れた地域で安心して
暮らせるようにするための福祉サービス
の基盤となる圏域。
本町は2圏域とし、「地域包括支援センター」
を各圏域に設置している。



第2章 本町の地域福祉を取り巻く現状と課題

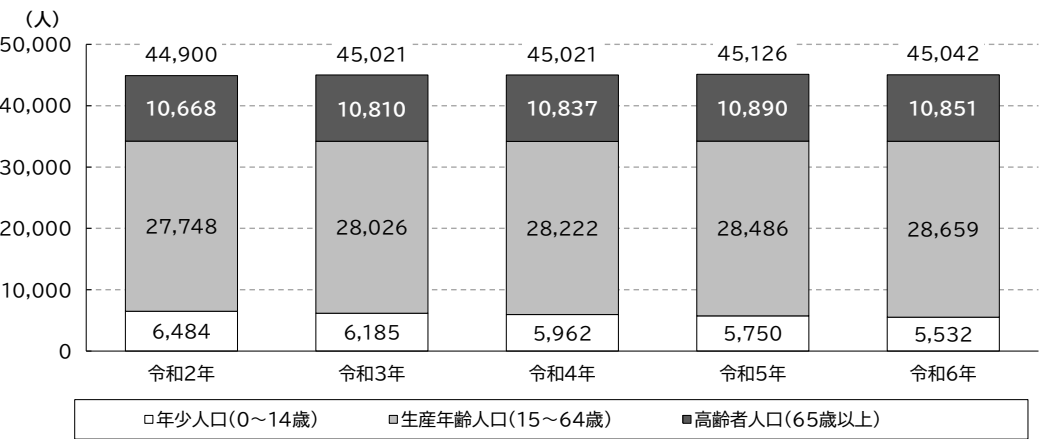
1 統計からみる本町の状況

(1)人口や高齢化率の推移

本町の総人口は、令和2年から令和5年までゆるやかに増加し、令和6年にわずかに減少して45,042人となっています。

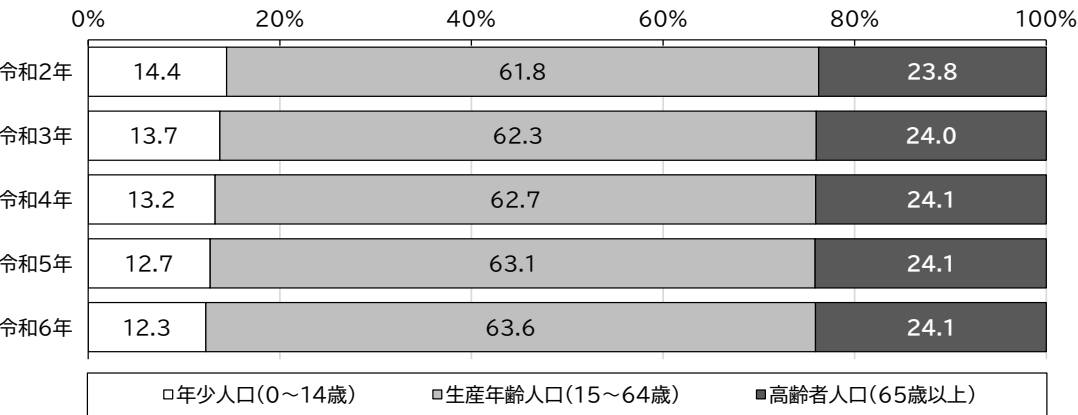
年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口は減少傾向にありますが、令和2年から令和5年にかけて15歳～64歳の生産年齢人口と65歳以上の高齢者人口は増加傾向で推移しています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



年齢3区分別人口割合の推移をみると、令和2年から令和6年まで、年少人口は14.4%から12.3%と減少傾向にありますが、高齢者人口の割合(高齢化率)は23.8%から24.1%に増加していることから少子高齢化が進んでいます。一方、生産年齢人口は、61.8%から63.6%に増加しています。

【年齢3区分別人口の割合の推移】



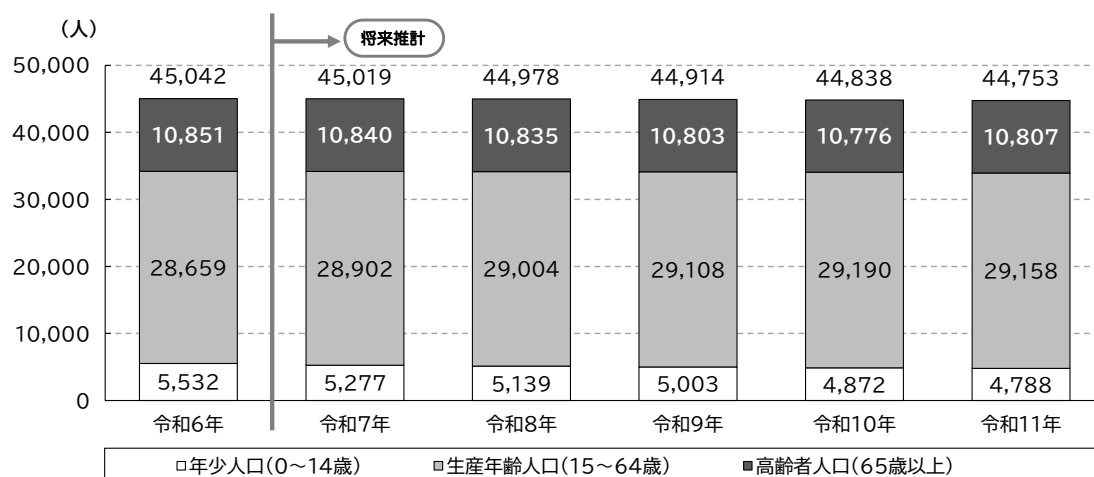
資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

(2)将来人口

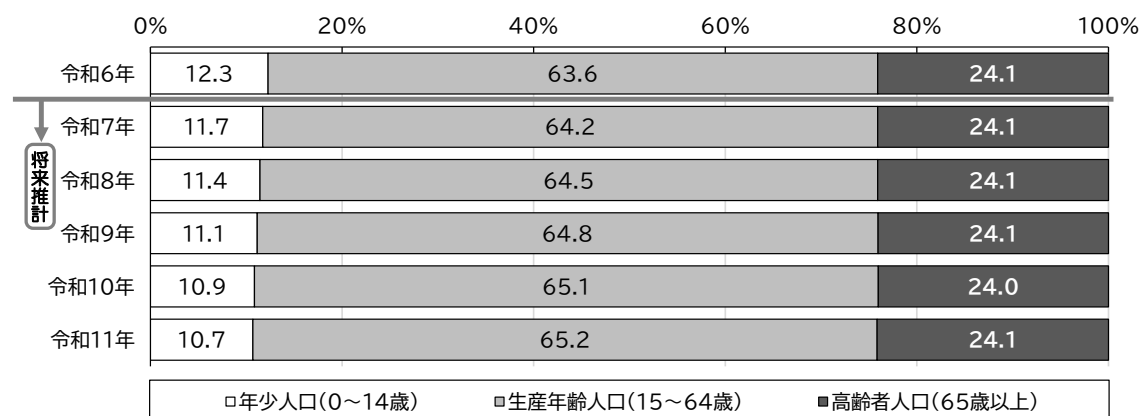
本町の総人口は、令和7年から令和11年にかけて、ゆるやかに減少していくものと推計されます。

年齢3区分別人口をみると、年少人口は令和11年にかけて減少傾向にあります。生産年齢人口は令和10年まで増加し、高齢者人口は、ほぼ同程度に推移するものと推計されます。

【年齢別人口3区分の推計】



【年齢別人口3区分の割合の推計】



資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)を基にコーホート変化率法※を用いて推計

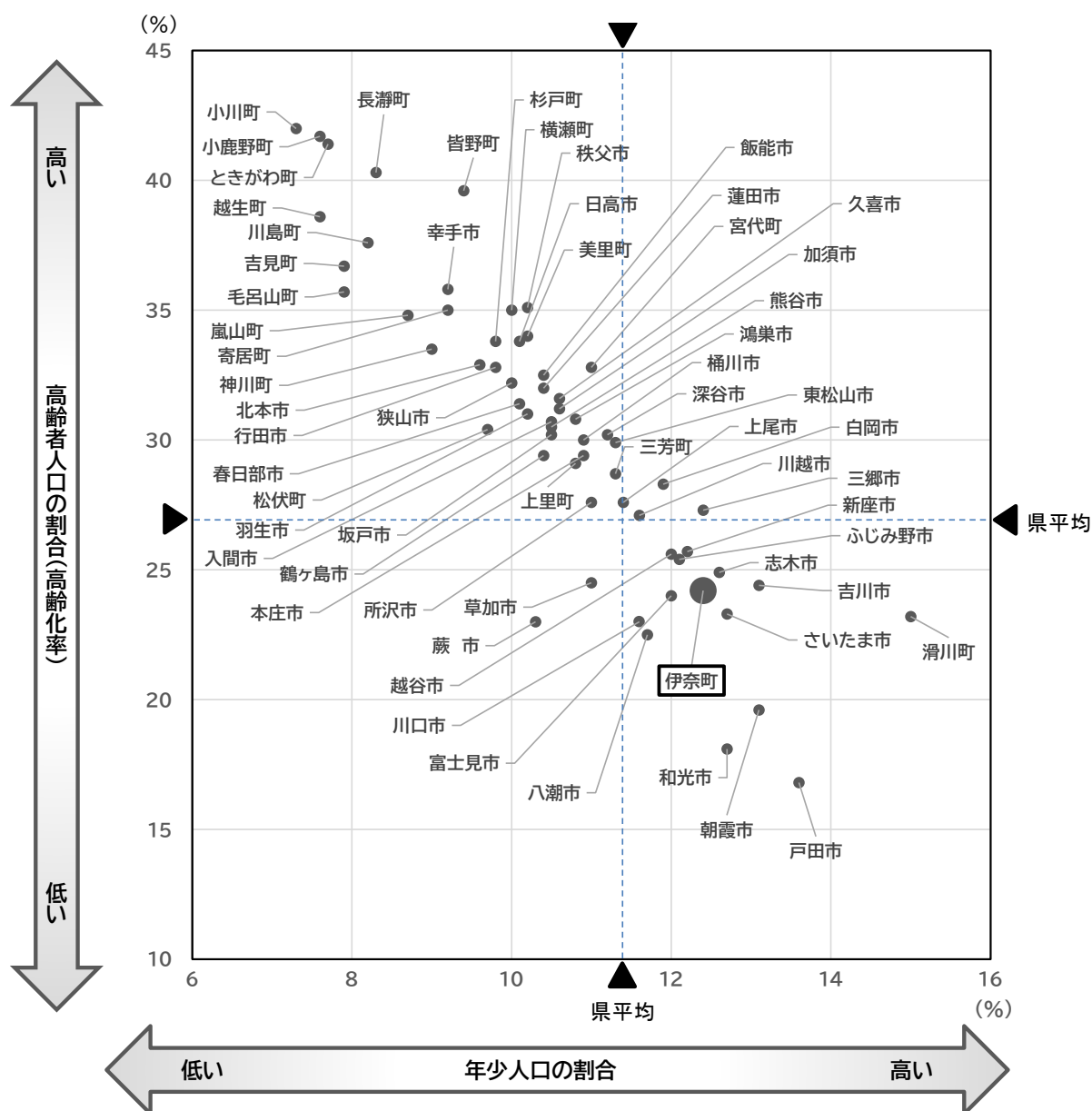
※「コーホート変化率法」とは、ある年の年齢別人口を基準人口とし、一定期間における変化率を求め、将来人口を推計する手法。たとえば、ある年の1歳の人が翌年2歳となった時の変化の割合と同じ割合での変化が、次の年の1歳の人がその翌年に2歳となる時にも起こるであろうと考えて推計するもの。

(3) 少子高齢化の状況

埼玉県内の年少人口の割合と高齢者人口の割合の関係をみると、本町は年少人口の割合が県内で8番目に高く、高齢者人口の割合は県内で10番目に低い自治体となっています。

第2期計画に記載の平成31年1月1日時点での状況と比較すると、年少人口の割合は低くなり、高齢者人口の割合は同程度となっています。

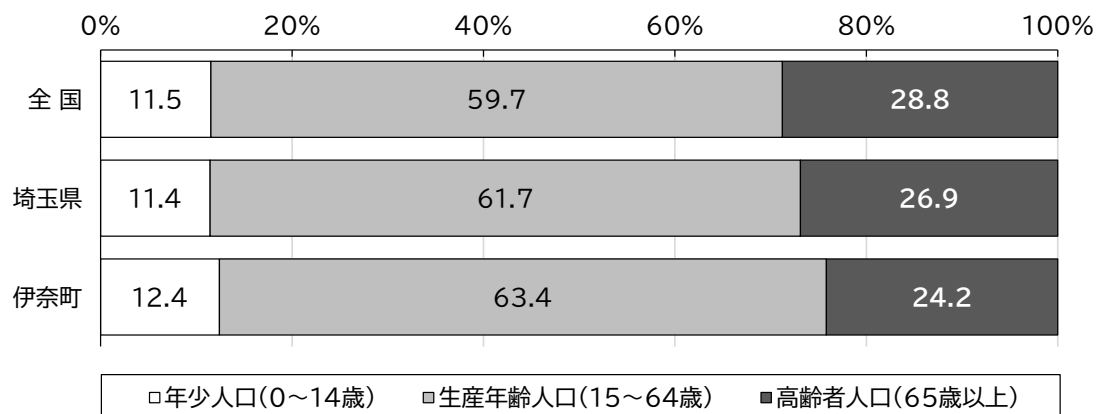
【埼玉県内の年少人口の割合と高齢者人口の割合】



資料:県統計課 埼玉県町(丁)字別人口調査(令和6年1月1日時点)

本町の年齢3区分別人口の割合を全国・埼玉県と比較すると、年少人口の割合が全国・埼玉県より高く、高齢者人口の割合は低くなっています。

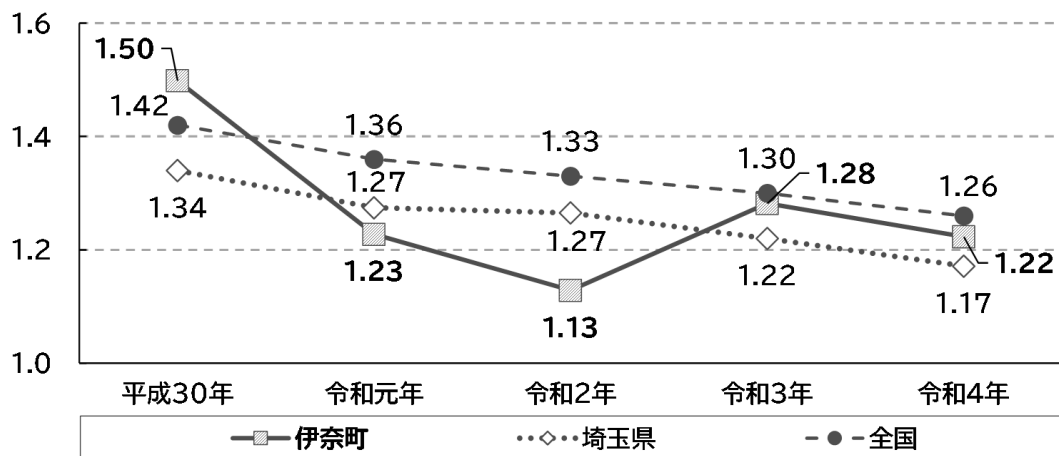
【年齢3区分別人口割合の国・県との比較】



資料:住民基本台帳(令和6年1月1日時点)

合計特殊出生率の推移をみると、令和元年と令和2年は、全国と埼玉県を下回りましたが、令和3年と令和4年には、全国と埼玉県とおおむね同等に推移しています。

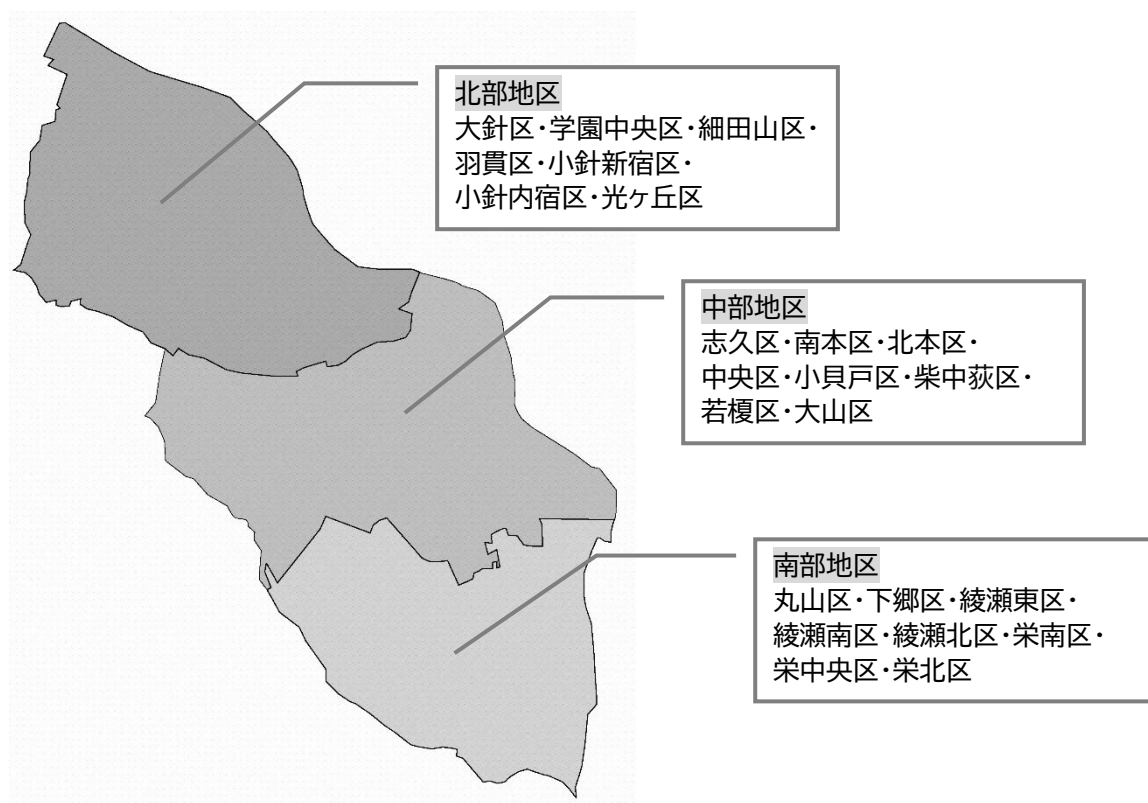
【合計特殊出生率の国・県との比較】



資料:彩の国統計情報館 合計特殊出生率の年次推移(保健所・市区町村別)

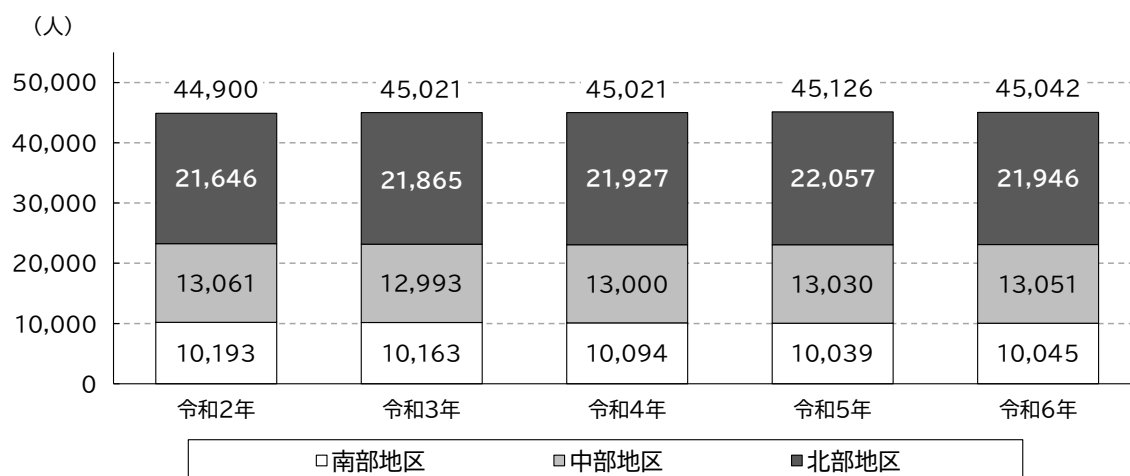
(4)地区ごとの人口

本町は、大きく北部・中部・南部の3地区に分けられます。



令和2年から令和6年までの人口の推移を本町の3地区ごとにみると、北部地区が300人の増加に対して、中部地区は10人、南部地区が148人の減少となっており、北部地区での人口増加が著しいことがわかります。

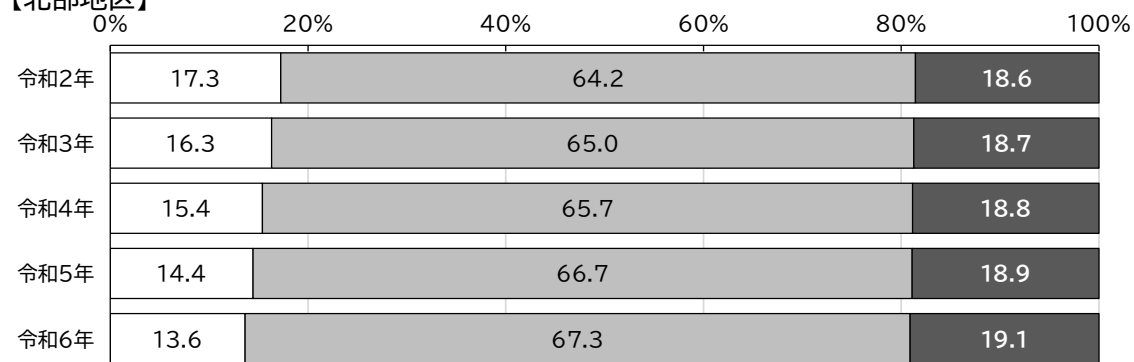
【3地区ごとの人口の推移】



資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

地区ごとに人口3区分の構成比をみると、人口が最も増加している北部地区は年少人口の割合が3地区の中で最も高く、高齢者人口の割合が最も低いこと、対して人口が減少している南部地区は、年少人口の割合が3地区の中で最も低く、高齢者人口の割合が最も高くなっていることがわかります。

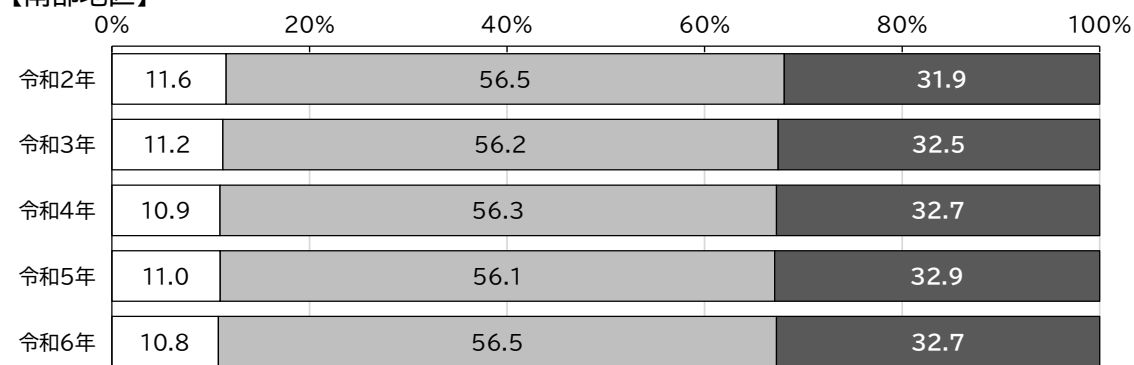
【北部地区】



【中部地区】



【南部地区】



□年少人口(0～14歳)

□生産年齢人口(15～64歳)

■高齢者人口(65歳以上)

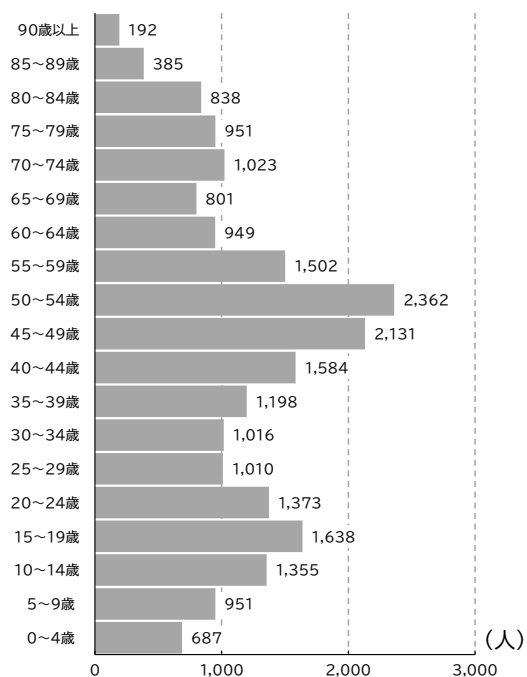
資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

第2章 本町の地域福祉を取り巻く現状と課題

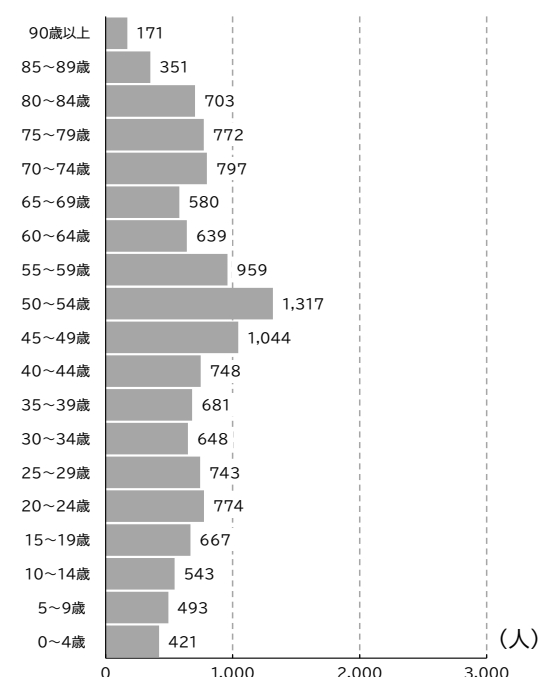
3地区別に、年齢5歳刻み別の人口構成をみると、北部地区はいわゆる「団塊ジュニア」の世代に含まれる50～54歳の年代が突出して多く、さらに「団塊ジュニアのこども世代」の15～19歳の年代にもピークがみられています。

中部地区と南部地区においても北部地区と同様な分布がみられています。しかし、北部地区では75歳付近の「団塊の世代」よりも「団塊ジュニア」や「団塊ジュニアのこども世代」が多く占めており比較的若い世代が多いと言えますが、中部地区では「団塊の世代」は「団塊ジュニアのこども世代」よりも多く、南部地区では「団塊の世代」は「団塊ジュニア」や「団塊ジュニアのこども世代」よりも多くなっています。

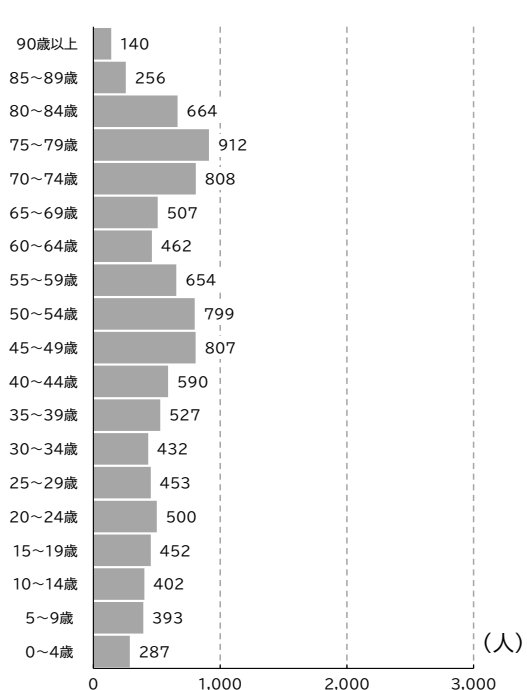
【北部地区】



【中部地区】



【南部地区】



資料:住民基本台帳(令和6年4月1日時点)

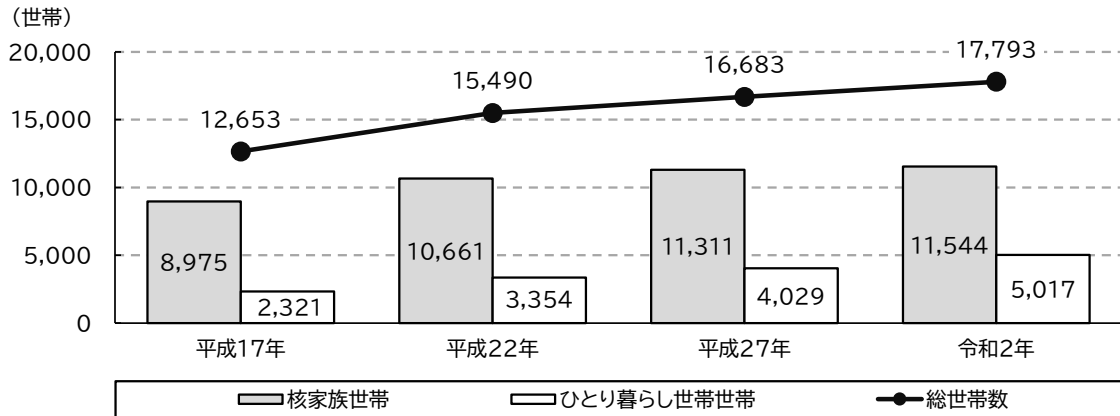
2 暮らしの状況

(1)世帯の状況

本町の総世帯数は、平成17年から令和2年にかけて、約1.4倍に増加しています。

なかでも、総世帯数のうち、ひとり暮らし世帯数の増加の割合が大きく、約2.2倍となっています。

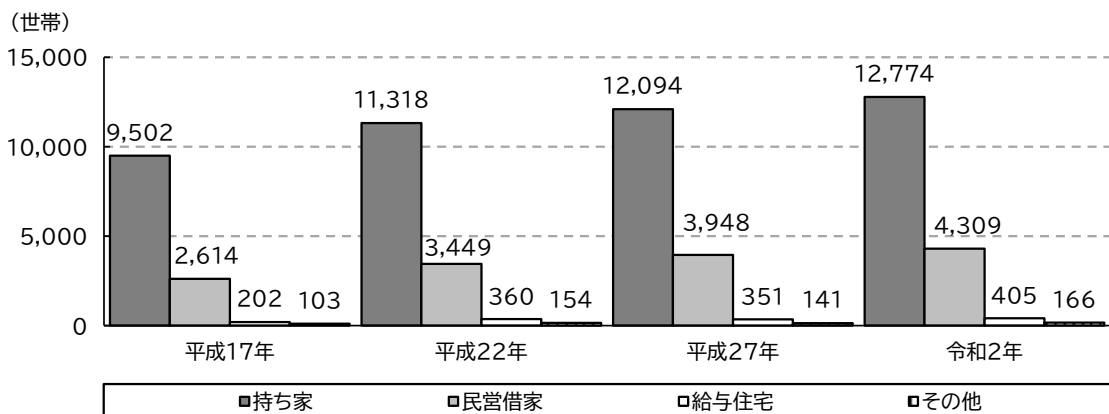
【核家族世帯・ひとり暮らし世帯数の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

住宅の状況をみると、持ち家の世帯数が最も多く、平成17年から令和2年にかけて、持ち家の世帯数は3,272世帯増加しています。

【住宅の状況の推移】



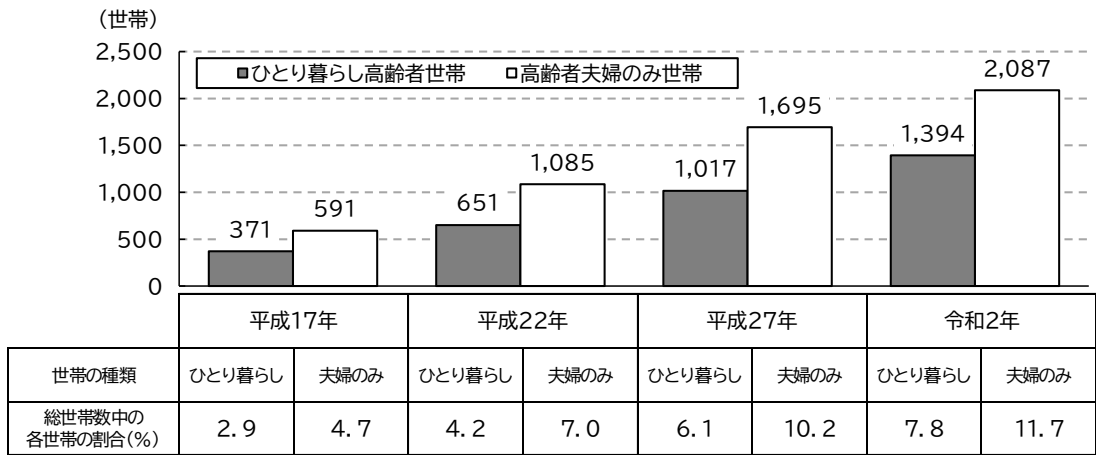
資料：国勢調査（各年10月1日時点）

※「給与住宅」とは、勤務先が所有または管理する住宅に居住する場合。

① 高齢者のみの世帯※数

「ひとり暮らし高齢者世帯数」および「高齢者夫婦のみの世帯数」とも増加傾向にあり、平成17年から令和2年にかけて、ひとり暮らし高齢者世帯は約3.8倍の1,394世帯、高齢者夫婦のみの世帯は約3.5倍の2,087世帯となっています。

【高齢者のみの世帯数の推移】



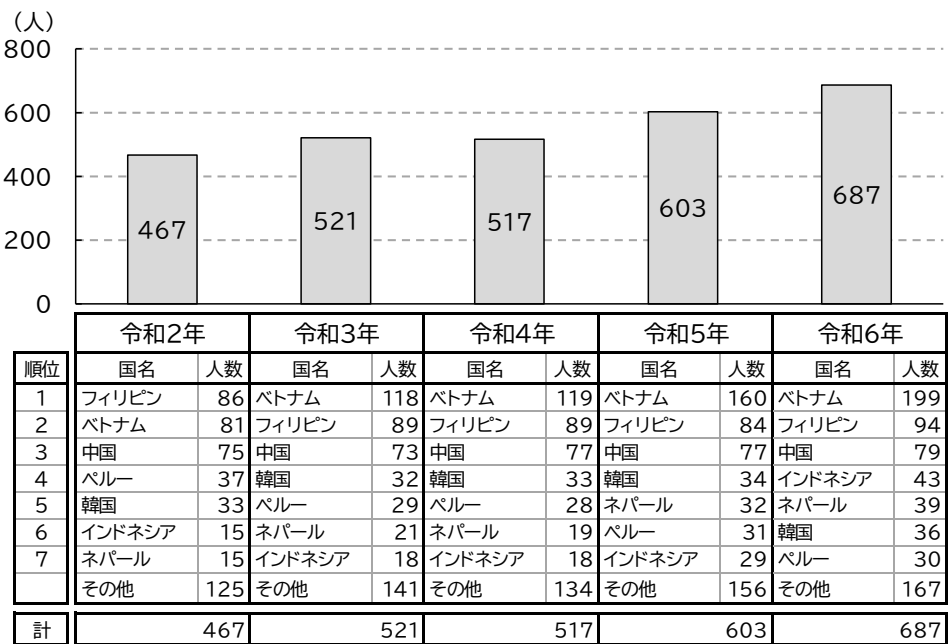
資料：国勢調査(各年10月1日時点)

※高齢者のみの世帯について、ここでは以下の定義で掲載しています。
「ひとり暮らし高齢者世帯」は、65歳以上の高齢者のひとり暮らし世帯。
「高齢者夫婦のみの世帯」は、夫と妻がともに65歳以上で、夫婦のみが暮らす世帯。

② 外国人住民数

本町の外国人住民は、増加傾向にあり、令和6年には687人となっています。国籍別では、ベトナム、フィリピン、中国が多くなっています。

【外国人住民数の推移】



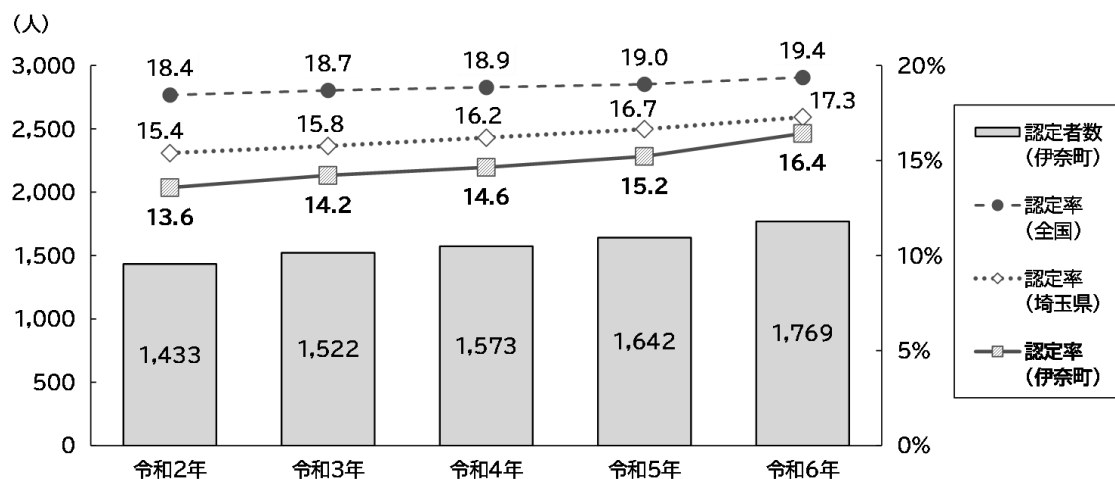
資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)

(2) 支援を必要とする人の状況

① 介護保険認定者数と認定率

要介護(要支援)認定者の割合(認定率)は、令和2年から令和6年まで、本町、埼玉県、全国とも増加しています。全国と比較して、埼玉県、本町の認定率は低くなっていますが、令和2年から令和6年にかけて、全国に対する埼玉県、本町の認定率の差は縮まっています。

【介護保険認定者数と認定率の推移】

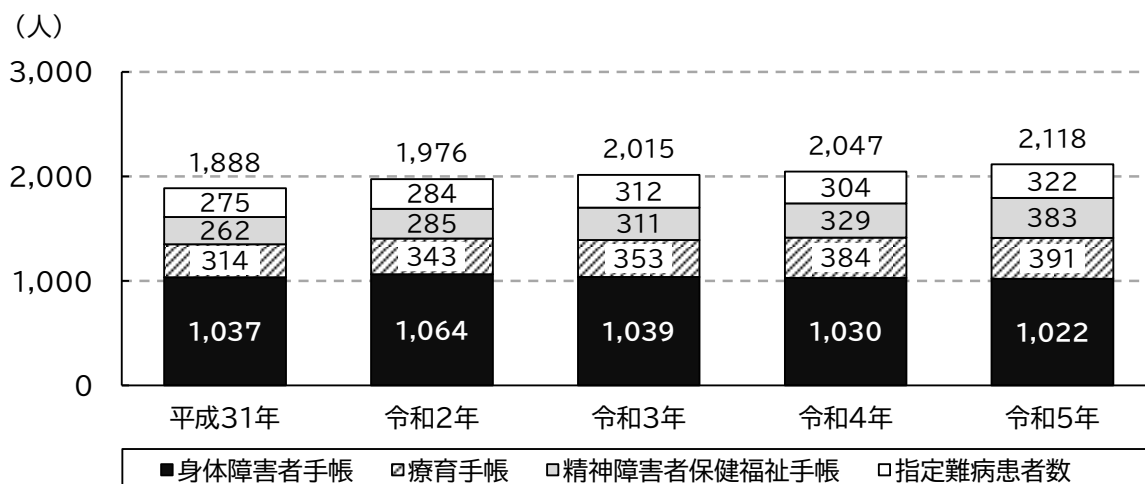


資料: 介護保険事業状況報告(各年3月31日時点)

② 障害者手帳所持者と指定難病患者数の推移

障害者手帳所持者数と指定難病患者数は、近年増加傾向にあります。平成31年と令和5年を比較すると、身体障害者手帳所持者は約0.98倍となっていますが、療育手帳所持者は1.25倍、精神障害者保健福祉手帳所持者は1.46倍となっています。指定難病患者数は1.17倍となっています。

【障害者手帳所持者数と指定難病患者数の推移】



資料: 社会福祉課(各年3月31日時点)

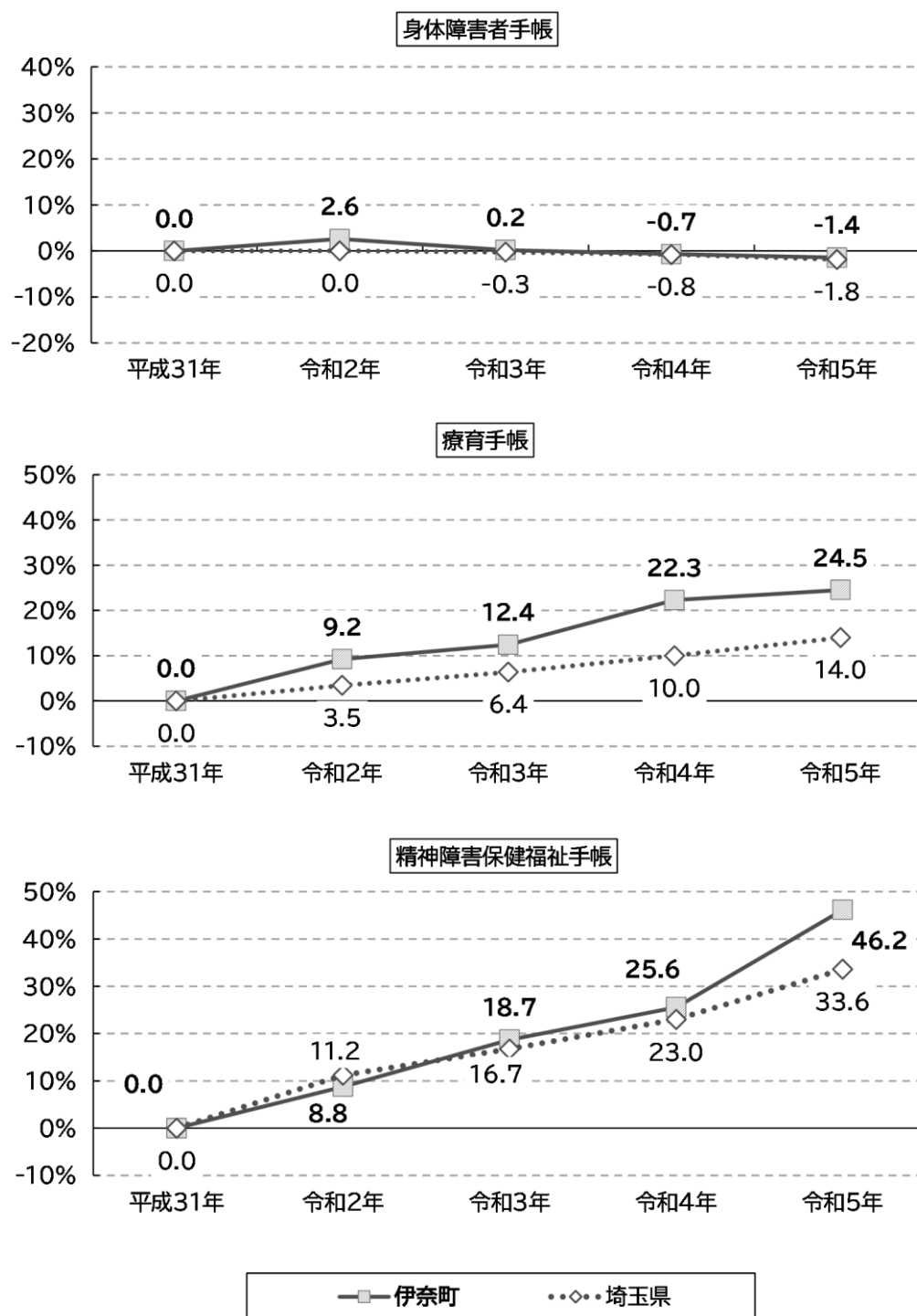
第2章 本町の地域福祉を取り巻く現状と課題

③ 平成31年を基準とした各手帳所持者数の割合

平成31年を基準として埼玉県と比較すると、身体障害者手帳所持者はほぼ同等の推移、療育手帳所持者については、本町も増加傾向にあります。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者については、令和4年までは埼玉県とほぼ同等に推移していましたが、令和5年に本町は、埼玉県より12.6ポイント増加しています。

【平成31年を基準とした各手帳所持者数の割合の推移】

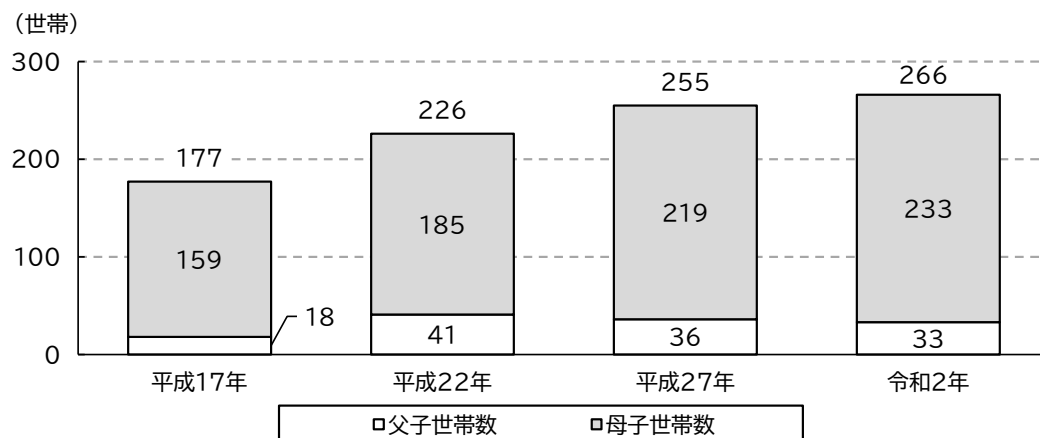


資料:社会福祉課(各年3月31日時点)

④ ひとり親世帯

ひとり親世帯数は、母子家庭の増加傾向が続いており、平成17年から令和2年にかけて、約1.5倍となっています。一方、父子家庭は、平成22年以降減少傾向となっています。

【ひとり親世帯数の推移】

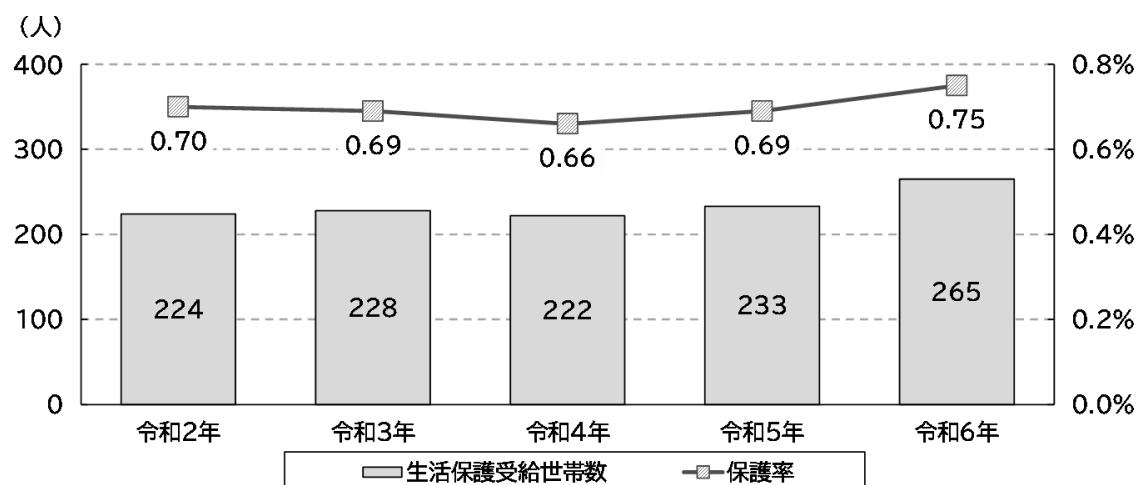


資料：国勢調査(各年10月1日時点)

⑤ 生活保護受給世帯数

生活保護受給世帯数は、令和2年から令和5年までほぼ横ばいでしたが、令和6年に増加し、265世帯となっています。保護率は、令和2年以降、減少しましたが、令和5年から増加に転じ、令和6年は0.75%となっています。

【生活保護受給世帯数、保護率の推移】



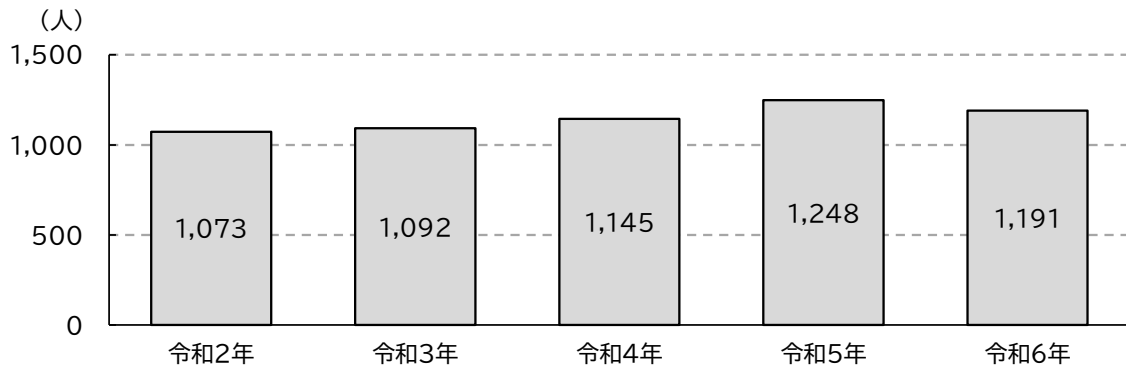
資料：埼玉県東部中央福祉事務所(各年3月31日時点)

第2章 本町の地域福祉を取り巻く現状と課題

⑥ 避難行動要支援者(個別計画)登録者※

避難行動要支援者(個別計画)登録者数は、令和2年から令和5年まで徐々に増加しましたが、令和6年には減少し、1,191人となっています。

【避難行動要支援者(個別計画)登録者数の推移】



資料:社会福祉課(各年4月1日時点)

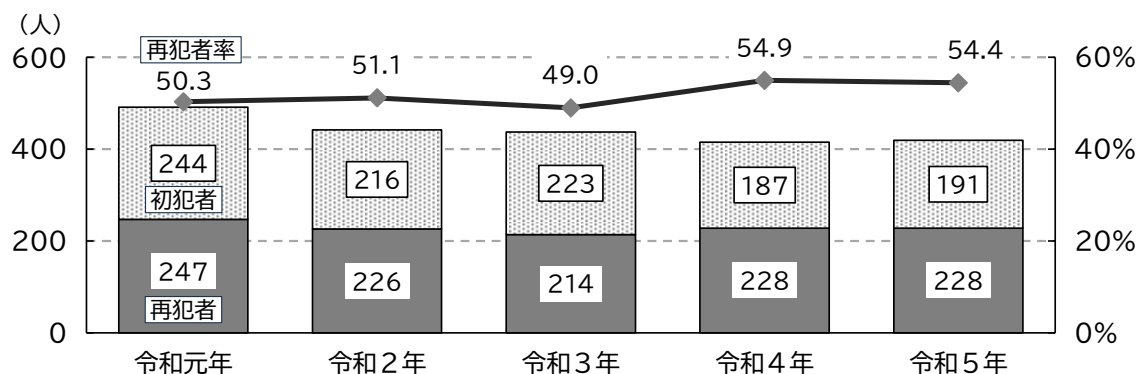
※避難行動要支援者(個別計画)登録者とは、災害発生時に自ら避難することが困難な人(避難行動要支援者)のうち、地域住民による避難支援を希望する人の住所・氏名・配慮してほしいこと・緊急連絡先などの情報を登録したものです。

避難行動要支援者(個別計画)登録者名簿は、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会に提供されます。

⑦ 初犯者数と再犯者数および再犯者率の推移

本町を含む上尾警察署管内の再犯者率は、令和元年と比較して令和4年には増加しています。これは、初犯者数が減少傾向にある一方、再犯者数が令和元年以降おおむね横ばいとなっていることによるものです。

【検挙人員中の初犯者・再犯者・再犯者率(上尾警察署管内)の推移】



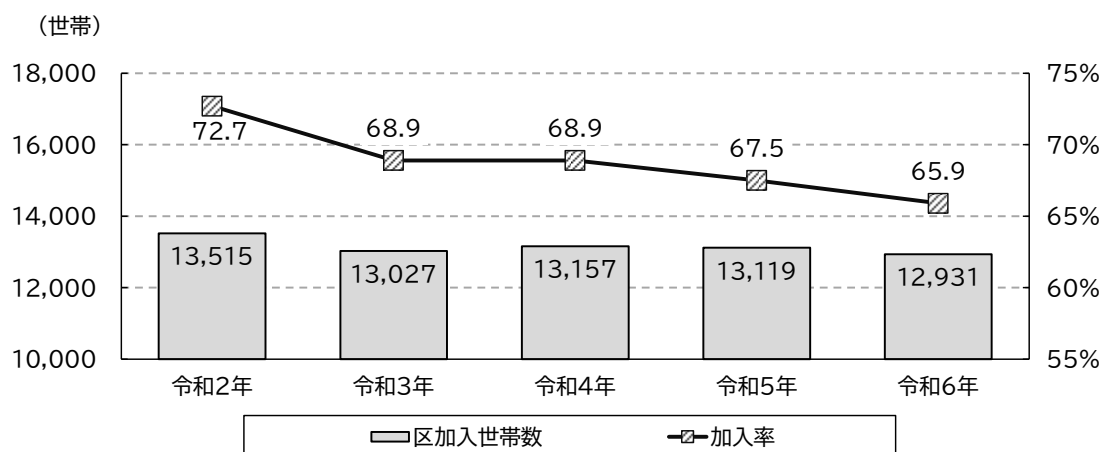
資料:上尾警察署(各年12月31日)

3 地域の状況

① 行政区への加入世帯数と加入率

本町の行政区への加入世帯数は減少傾向にあり、令和6年は12,931世帯、加入率は、65.9%と減少しています。

【区への加入世帯数と加入率の推移】



資料:コミュニティ推進課(各年1月1日時点)

② 長寿クラブ連合会の状況

各長寿クラブの会員数は、令和2年から令和6年の5年間で94人減少し、668人となっています。

【伊奈町長寿クラブ連合会の推移】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
クラブ数	16	16	16	15	15
全会員数(人)	762	733	703	676	668

資料:伊奈町社会福祉協議会(各年5月1日時点)

③ ボランティアセンターの活動状況

ボランティアセンターへの登録者数は、令和4年に減少しましたが、その後、増加しています。

【伊奈町ボランティアセンター登録者の推移】

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
登録者数 (人)	個人	126	128	119	107	109
	団体 加入者	271	266	194	270	252
	合計	397	394	313	377	361
登録団体数		15	14	13	15	15

資料:伊奈町社会福祉協議会(各年3月31日時点)

4 町民の意識

※このページの下部には、町民アンケート調査の結果に関する詳細な説明と、地域福祉推進のための施策に関する情報が記載されています。

(1) 各アンケート調査結果からみえる現状

本計画策定では、町民向けアンケート調査および福祉関係団体、福祉従事者向けアンケート調査を実施しました。

このほか、本町が実施した他の町民アンケートの中から、地域福祉に関連する町民の意識がうかがえる結果を以下に示します。

①町民アンケート調査の概要

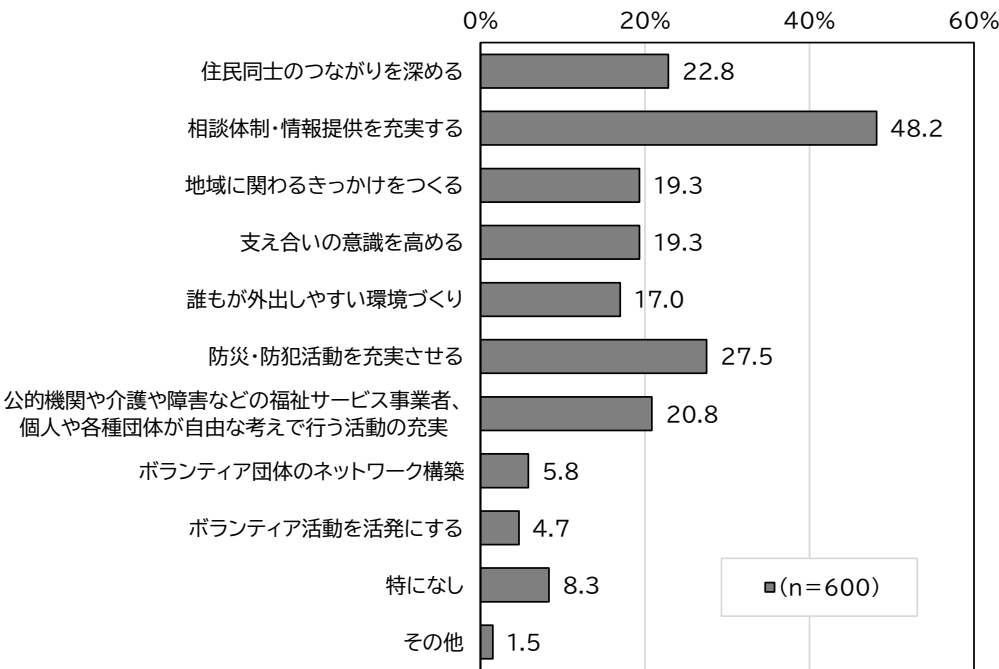
実施時期	対象	回答方法	配布数	有効回収数
令和6年9月	18歳以上の町民	WEBまたは郵送	1,000件	600件

【町民向けアンケート調査の結果】

■地域福祉を推進するために、何を優先すべきか

「相談体制・情報提供を充実する」が最も多く48.2%、次いで「防災・防犯活動を充実させる」が27.5%、「住民同士のつながりを深める」が22.8%となっています。

地域福祉を推進するために、何を優先すべきだと思うか(複数回答)



■地域で困っている世帯にあなたができること/困ったときに支援してほしいこと

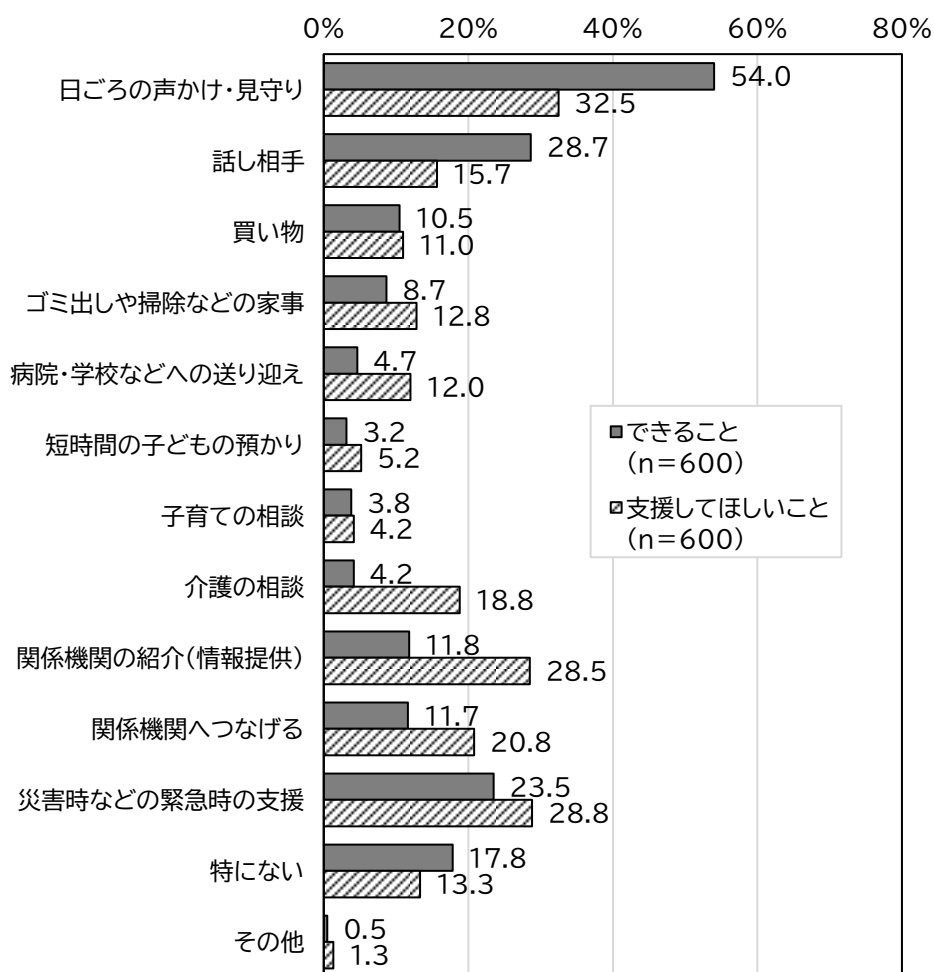
地域のひとり暮らし高齢者、介護や病気、子育てなどで困ったときに支援してほしいこととして、「日ごろの声かけ・見守り」が32.5%と最も多く、次いで「災害時などの緊急時の支援」が28.8%となっています。また、「買い物」「ゴミ出しや掃除などの家事」「病院・学校などの送り迎え」を挙げる人が1割程度となっています。

一方「あなたができること」が、「支援してほしいこと」より、5ポイント以上多い項目は、「日ごろの声かけ・見守り」「話し相手」となっています。

「できること」より、「支援してほしいこと」が、5ポイント以上多い項目は、「病院・学校などへの送り迎え」「介護の相談」「関係機関の紹介(情報提供)」「関係機関へつなげる」「災害時などの緊急時の支援」となっています。

地域のひとり暮らし高齢者、介護や病気、子育てなどで困っている世帯にあなたができることは何だと思うか(複数選択3つまで)

あなた自身やあなたの家族が、介護や病気、子育てなどで困ったとき、どのようなことを地域の人たちに支援してほしいか(複数選択3つまで)

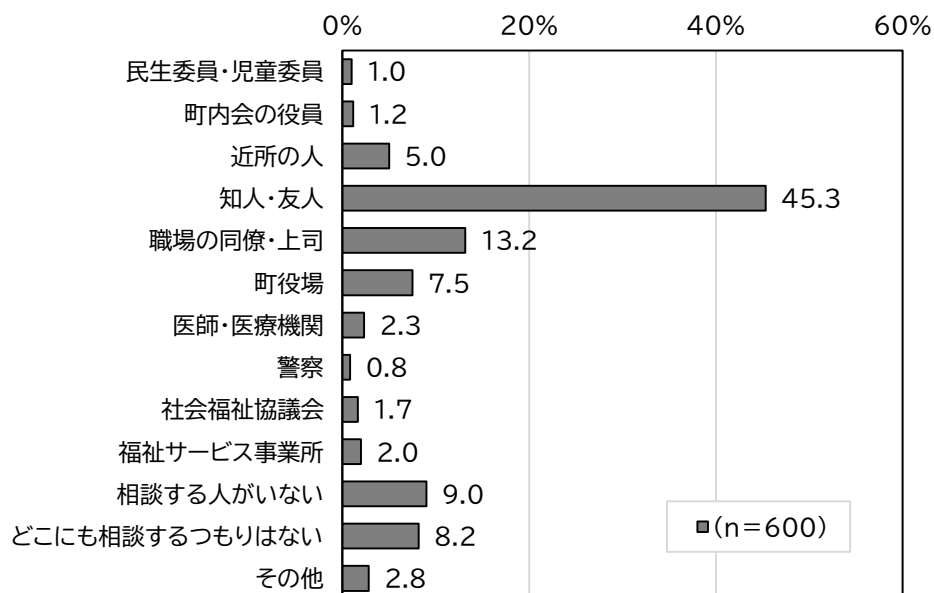


第2章 本町の地域福祉を取り巻く現状と課題

■困りごとや不安を感じたときの相談先

「知人・友人」が最も多く45.3%、次いで「職場の同僚・上司」が13.2%となっています。
また、「相談する人がいない」が9.0%、「どこにも相談するつもりはない」が8.2%となっています。

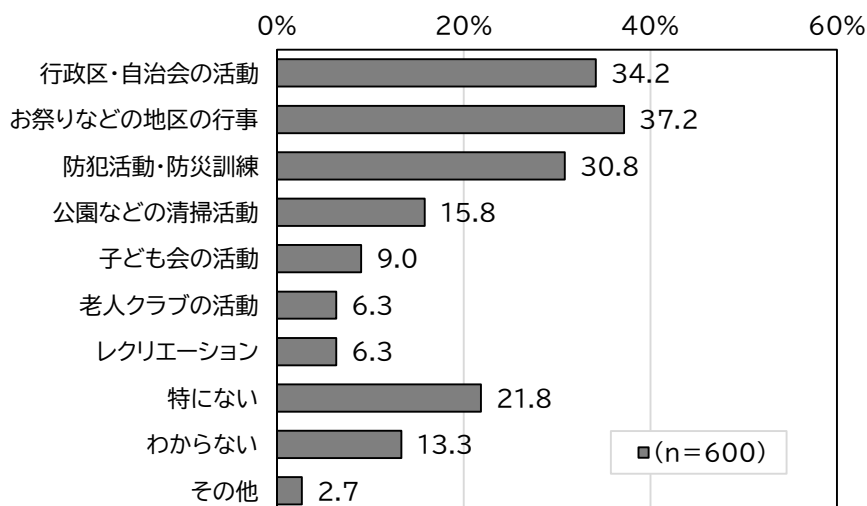
暮らしの中で、困りごとや不安を感じたときに、家族・親族以外では、誰に相談するか
(単数回答)



■地域のつながりを深めるうえで重要な機会是何か

「お祭りなどの地区の行事」が最も多く37.2%、次いで「行政区・自治会の活動」が34.2%、「防犯活動・防災訓練」が30.8%となっています。

地域のつながりを深めるうえで重要な機会は何だと思うか(複数回答3つまで)

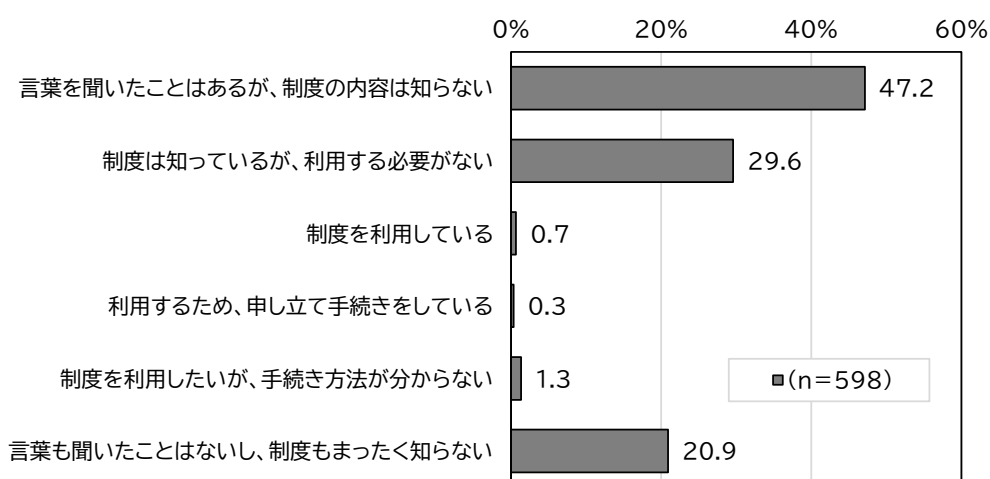


■成年後見制度の認知度

「言葉を聞いたことはあるが、制度の内容は知らない」が最も多く47.2%、次いで「制度は知っているが、利用する必要がない」が29.6%、「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」が20.9%となっています。

「言葉を聞いたことはあるが、制度の内容は知らない」と「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」を合わせた『制度の内容は知らない』は、68.1%となっています。

成年後見制度を知っているか(単数回答)



■町民向けアンケート調査における自由意見

町民アンケートでは、58件の自由意見がありました。主な内容は以下のとおりです。

○成年後見制度に関する意見(28件)

(主な意見)

- ・制度がわからないので、制度をわかりやすく説明してほしい。
- ・相談先がわからない、相談窓口を知りたい。
- ・障がいのある子の後見人を親が選べるようにしてほしい。

○地域福祉に関する意見(24件)

(主な意見)

- ・気軽に相談できる窓口があるとよい。
- ・福祉を充実し、利用しやすくしてほしい。
- ・福祉制度の情報をもっとわかりやすくしてほしい。
- ・関係機関の連携を。
- ・相談者の思いを受け止められる人が窓口に立ってほしい。

○その他(6件)

(主な意見)

- ・国を含めた行政が事業の見直しをすべき。

②福祉関係団体、福祉従事者向けアンケート調査の概要

実施時期	対象	配布数	有効回収数
令和6年10月	町内の福祉関係団体、福祉従事者	100件	62件

【福祉関係団体、福祉従事者向けアンケートの調査結果】

■福祉関係団体、福祉従事者の問題点や課題

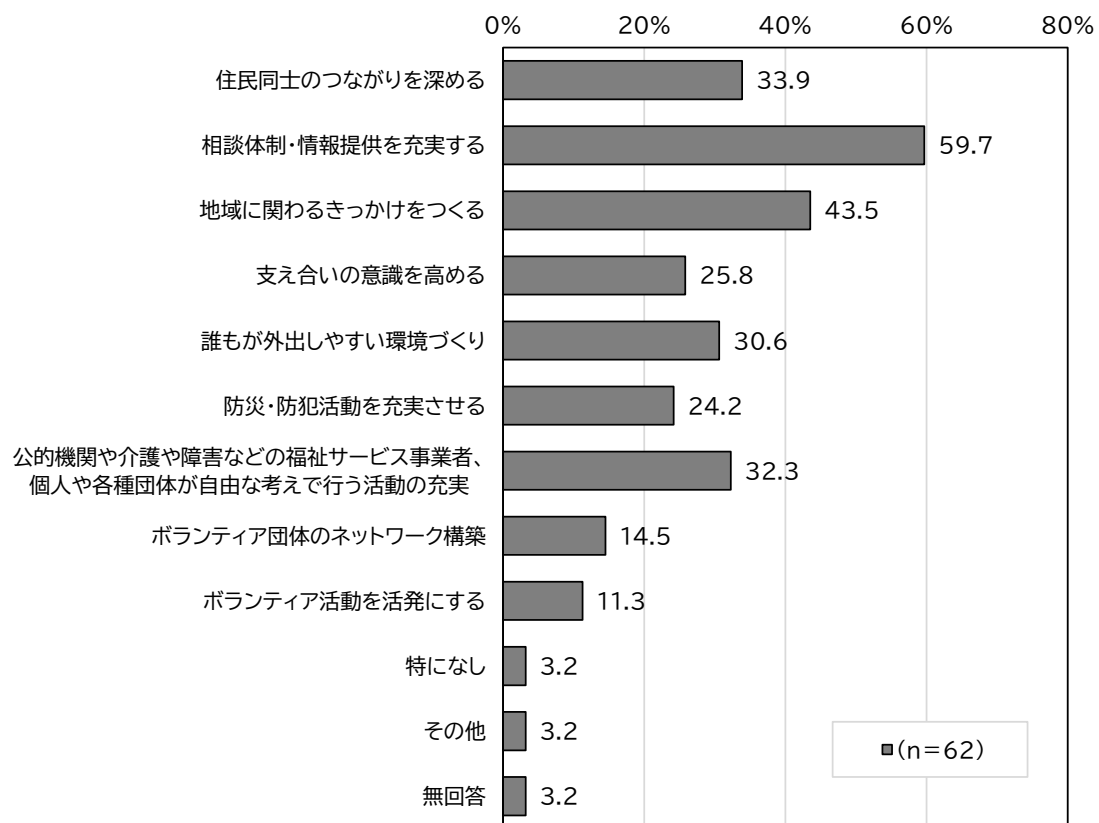
福祉関係団体、福祉従事者からは、35件の問題点や課題が挙がりました。その内容は、以下のとおりです。

○人材不足(24件) ○利用者不足(4件) ○収益問題(2件) ○その他(5件)

■地域福祉を推進するために行政等が優先すべきこと

「相談体制・情報提供を充実する」が最も多く59.7%、次いで「地域に関わるきっかけをつくる」が43.5%となっています。

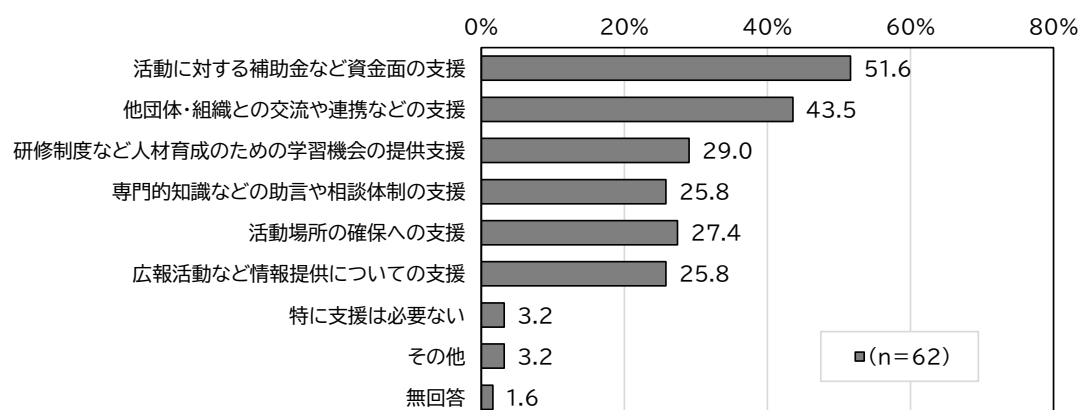
今後、地域福祉を推進するために行政等は何を優先すべきだと思うか(複数回答)



■地域福祉活動をするうえで必要な行政等の支援

「活動に対する補助金など資金面の支援」が最も多く51.6%、次いで「他団体・組織との交流や連携などの支援」が43.5%となっています。

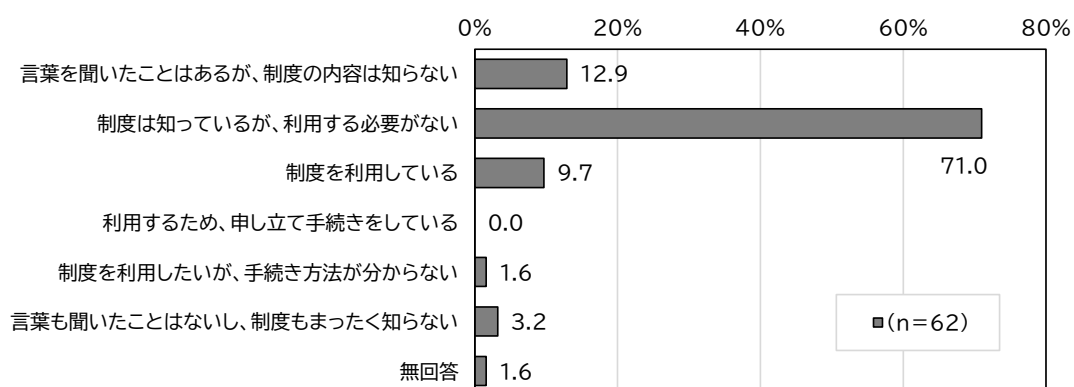
貴団体が、地域福祉活動をするうえで、行政等のどのような支援が必要と思うか
(複数回答)



■成年後見制度の認知度

「制度は知っているが、利用する必要がない」が最も多く71.0%、次いで「言葉を聞いたことはあるが、制度の内容は知らない」が12.9%となっています。

成年後見制度を知っていますか。(単数回答)



■福祉関係団体、福祉従事者アンケート調査における自由意見

福祉関係団体、福祉従事者アンケートでは、20件の自由意見が、ありました。主な内容は以下のとおりです。

- 成年後見について、わかりやすい制度の説明が必要(9件)
- 情報共有、連携を強化したい(4件)
- その他(7件)

④ 本町で実施した他計画の町民アンケート調査の概要

調査を実施した計画名	計画の分類	調査の実施時期
次期 伊奈町総合振興計画	総合振興計画 (町の最上位計画)	令和4年12月
伊奈町総合振興計画		平成31年2月
伊奈町子ども・子育て支援事業計画(第3期)	子育て 関連計画	令和6年8月
伊奈町子ども・子育て支援事業計画(第2期)		平成30年12月
伊奈町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画	障害者 関連計画	令和5年7月
伊奈町第3期障害者計画・ 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画		令和2年7月
伊奈町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画	高齢者 関連計画	令和5年7月

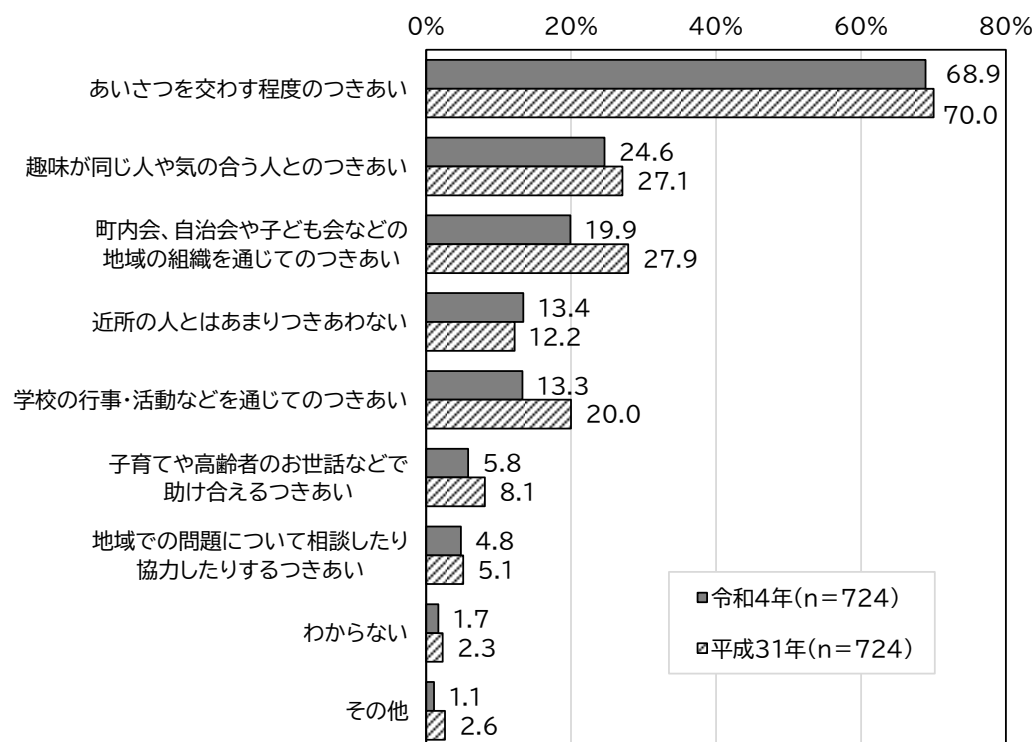
【他に本町で実施した他計画の町民アンケート調査の結果】

■地域でのおつきあいの程度

平成31年と令和4年を比較すると、「町内会、自治会や子ども会などの地域の組織を通じてのつきあい」が8.0ポイント減少、「学校の行事・活動などを通じてのつきあい」が6.7ポイント減少しています。地域の活動を通じたつきあいが減っていることがうかがえます。

現在、地域でどのようなおつきあいをしているか(複数回答)

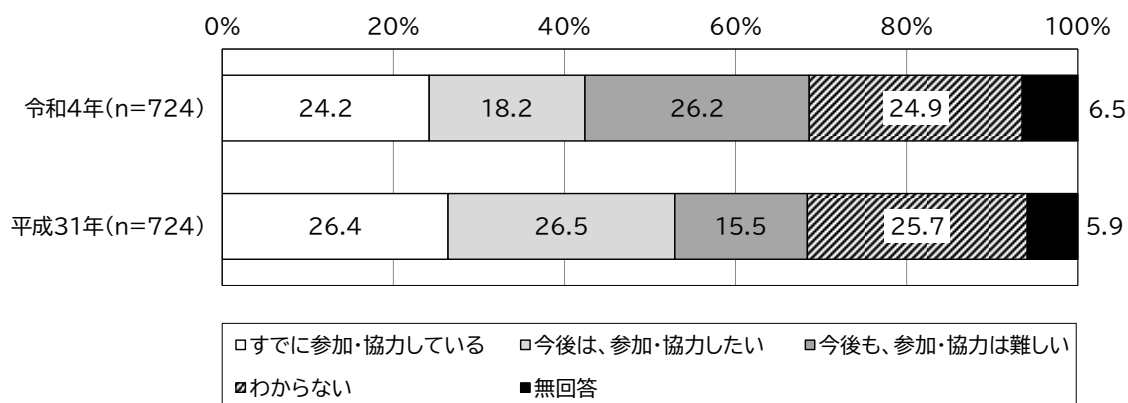
【総合振興計画 アンケート調査(平成31年、令和4年)】



■まちづくり活動への参加

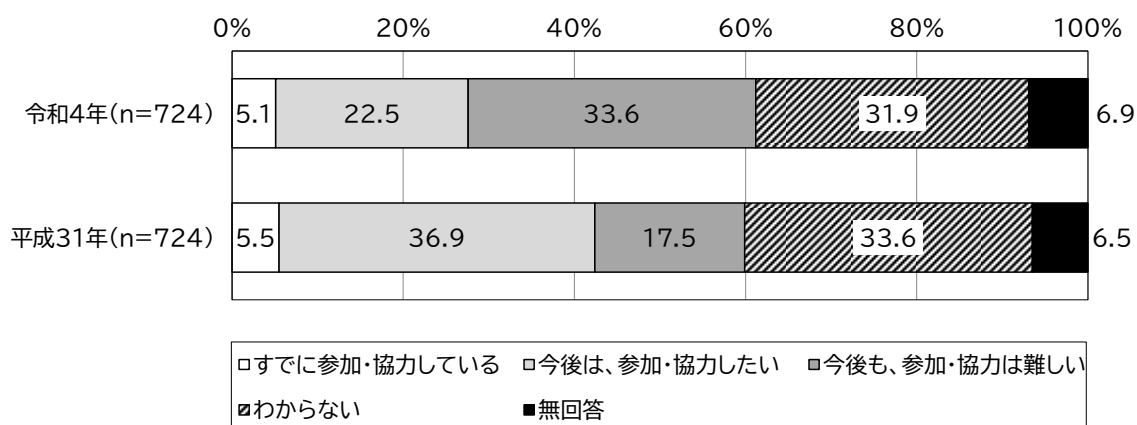
平成31年と比較して令和4年に町内会や自治会、子ども会などの地域活動に、「今後は、参加・協力したい」が8.3ポイント減少して18.2%となっています。また、「今後も、参加・協力は難しい」が10.7ポイント増加して、26.2%となっています。

町内会・自治会・子ども会などの地域活動への参加の状況(単数回答)
【総合振興計画 アンケート調査(平成31年、令和4年)】



平成31年と比較して令和4年に高齢者の生活支援に、「今後は、参加・協力したい」が14.4ポイント減少して22.5%となっています。また、「今後も、参加・協力は難しい」が16.1ポイント増加して33.6%となっています。

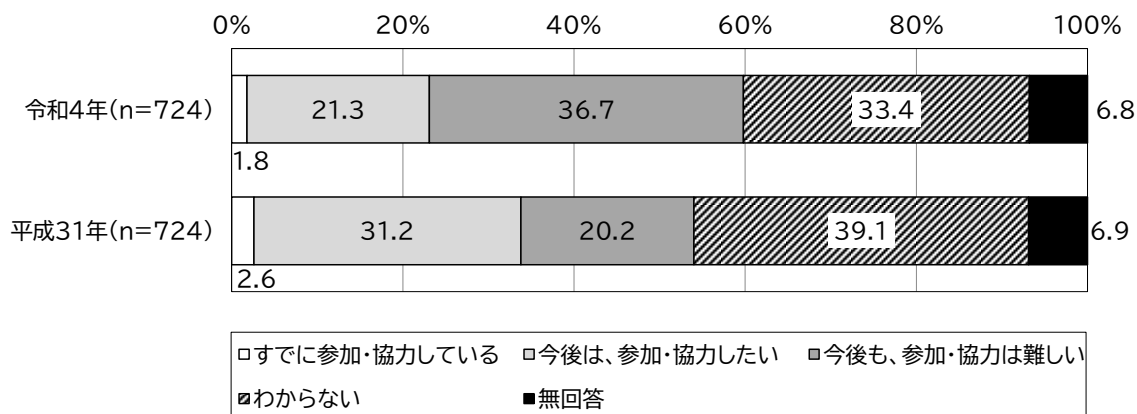
高齢者の生活支援への参加状況(単数回答)
【総合振興計画 アンケート調査(平成31年、令和4年)】



第2章 本町の地域福祉を取り巻く現状と課題

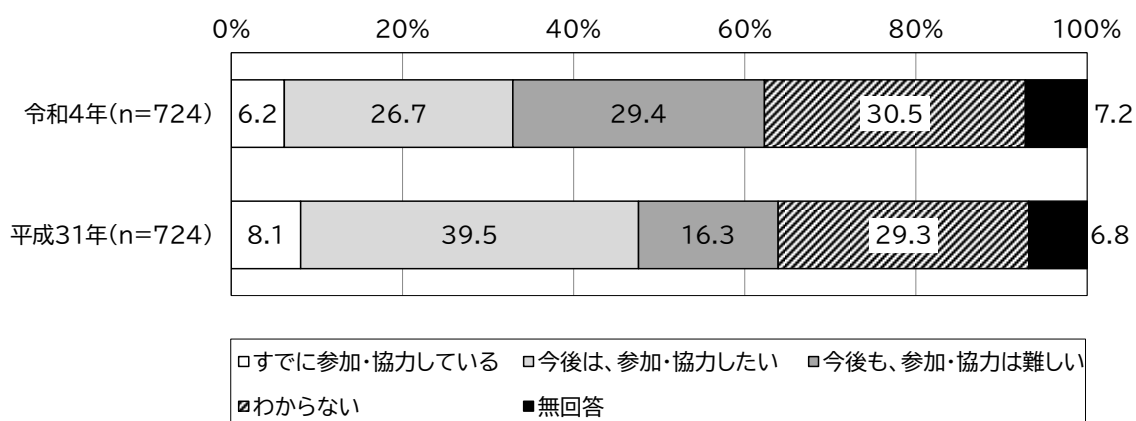
平成31年と比較して令和4年に障がい者の生活支援に、「今後は、参加・協力したい」が9.9ポイント減少して21.3%となっています。また、「今後も、参加・協力は難しい」が16.5ポイント増加して36.7%となっています。

障がい者の生活支援への参加状況(単数回答)
【総合振興計画 アンケート調査(平成31年、令和4年)】



平成31年と比較して令和4年に地域での子育て支援に、「今後は、参加・協力したい」が12.8ポイント減少して26.7%となっています。また、「今後も、参加・協力は難しい」が13.1ポイント増加して29.4%となっています。

地域での子育て支援への参加状況(単数回答)
【総合振興計画 アンケート調査(平成31年、令和4年)】

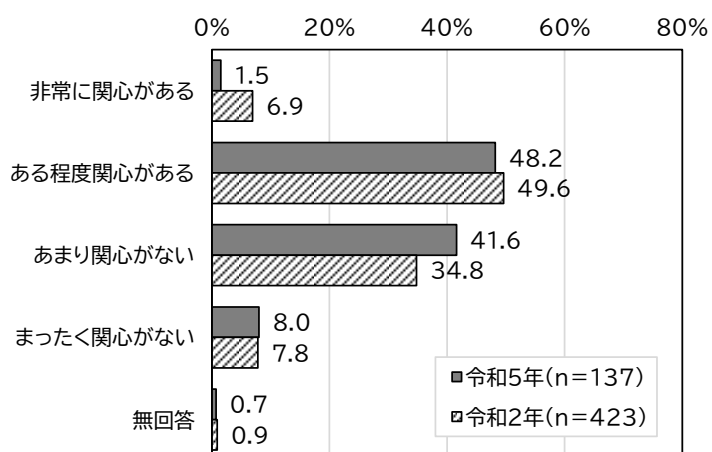


■ボランティア活動について

障害者手帳所持者以外の人で、福祉に関するボランティア活動に「非常に関心がある」「ある程度関心がある」と回答した人の合計は、令和2年に56.5%、令和5年に49.7%となっており、6.8ポイント減少しています。「あまり関心がない」「まったく関心がない」と回答した人の合計は、令和2年に42.6%、令和5年に49.6%となっており、7.0ポイント増加しています。

福祉に関するボランティア活動への関心があるか(単数回答)

【障害者関連計画 アンケート調査(令和2年、令和5年)】

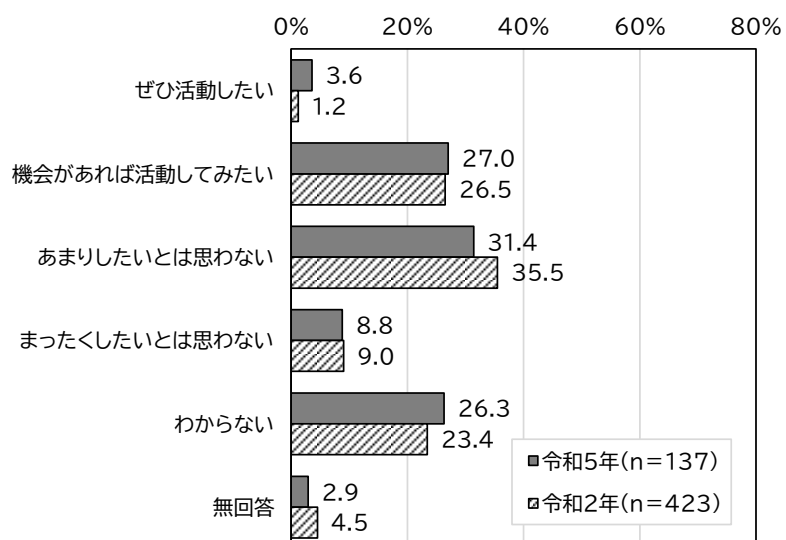


障害者手帳所持者以外の人で、今後の福祉に関するボランティア活動を「ぜひ活動したい」「機会があれば活動してみたい」と回答した人の合計は、令和2年に27.7%、令和5年に30.6%となっており、2.9ポイント増加しています。

また、「あまりしたいとは思わない」「まったくしたいとは思わない」と回答した人の合計は令和2年に44.5%、令和5年に40.2%となっており、4.3ポイント減少しています。

今後、福祉に関するボランティア活動に参加したいか(単数回答)

【障害者関連計画 アンケート調査(令和2年、令和5年)】



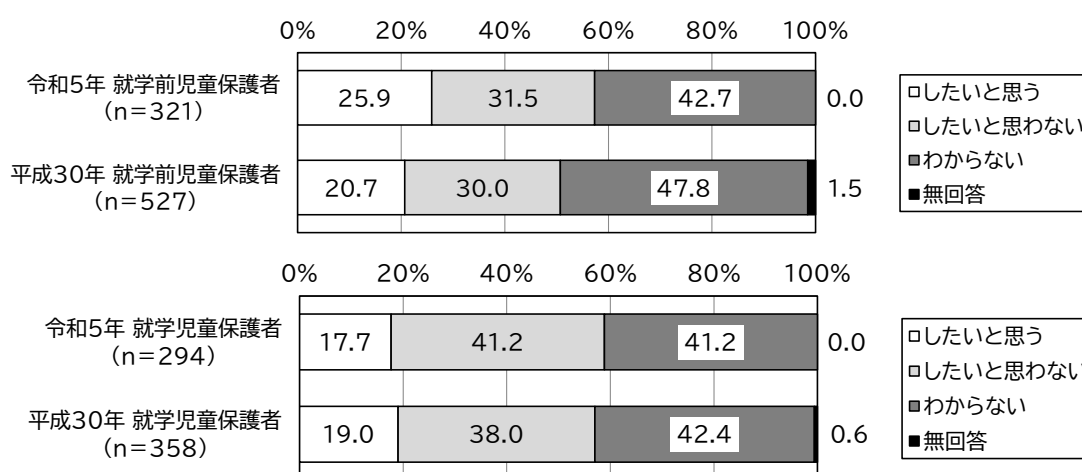
第2章 本町の地域福祉を取り巻く現状と課題

子育ての経験をいかした、子育ての手助け(支援)のボランティア活動について、平成30年と令和5年を比較すると、就学前児童保護者では、「したいと思う」が5.2ポイント増加して25.9%となり、「わからない」が5.1ポイント減少して42.7%となっています。

一方、就学児童保護者では、「したいと思う」が1.3ポイント減少して17.7%となり、「したいと思わない」が3.2ポイント増加して41.2%となっています。

子育ての経験をいかして、子育ての手助け(支援)のボランティア活動をしてみたいと思うか(単数回答)

【子育て関連計画 アンケート調査(平成30年、令和5年)】

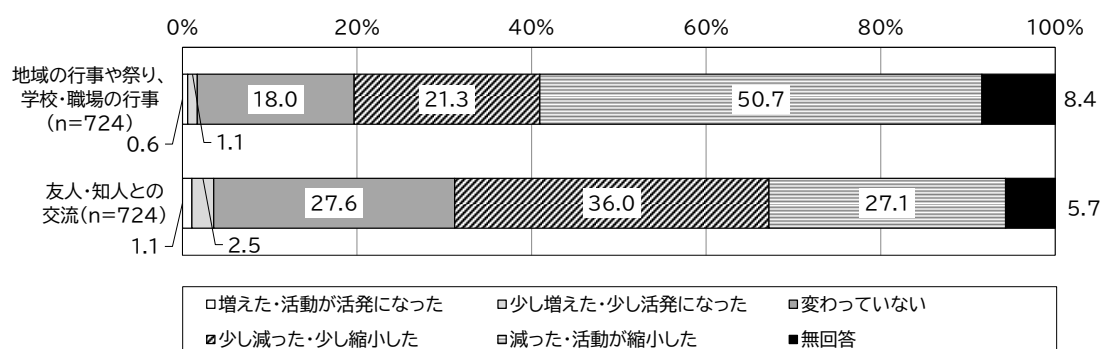


■コロナ禍における活動について

コロナ禍での活動について、『縮小した』(「少し減った・少し縮小した」と「減った・活動が縮小した」の合計)が、「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」で72.0%、「友人・知人との交流」で63.1%となっています。

コロナ禍で活動が縮小したこと(各項目で単数回答)

【総合振興計画 アンケート調査(令和4年)】

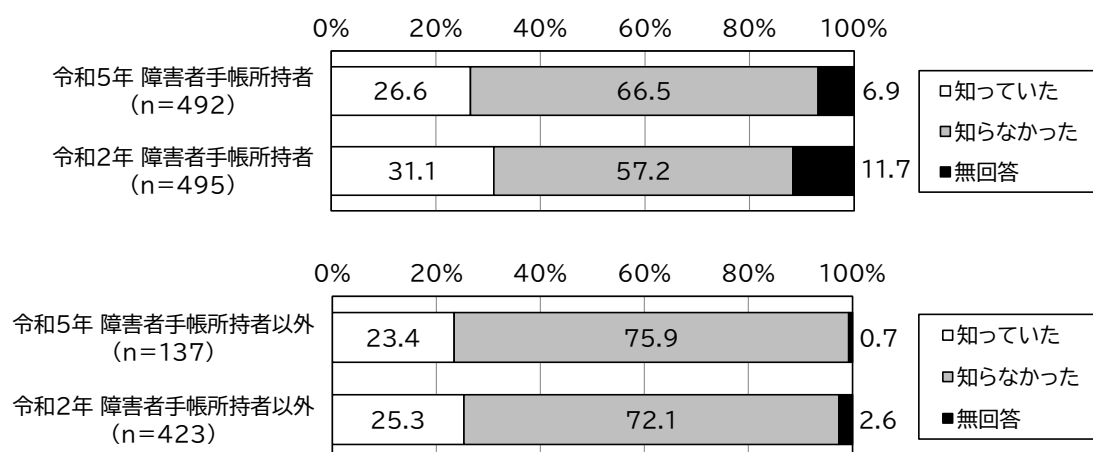


■法律についての認知度

障害者虐待防止法については、障害者手帳所持者において、令和2年と比較して令和5年に「知っていた」が4.5ポイント減少して、26.6%となっています。

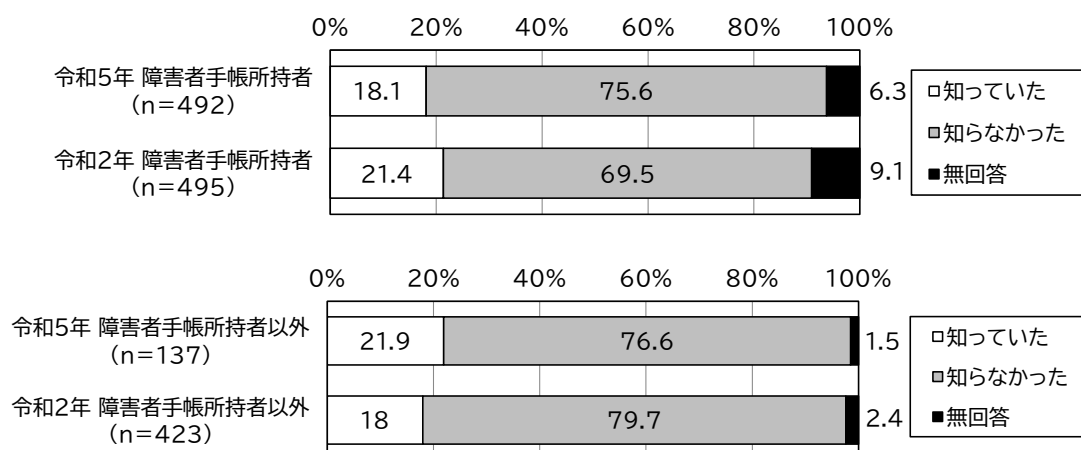
また、障害者手帳所持者以外においても、認知度は低くなっています。

障害者虐待防止法について知っていたか(単数回答)
【障害者関連計画 アンケート調査(令和2年、令和5年)】



障害者差別解消法については、障害者手帳所持者において、令和2年と比較して令和5年に「知っていた」が3.3ポイント減少して18.1%となり、障害者手帳所持者以外の人では、3.9ポイント増加して21.9%となっています。

障害者差別解消法について知っていたか(単数回答)
【障害者関連計画 アンケート調査(令和2年、令和5年)】



第2章 本町の地域福祉を取り巻く現状と課題

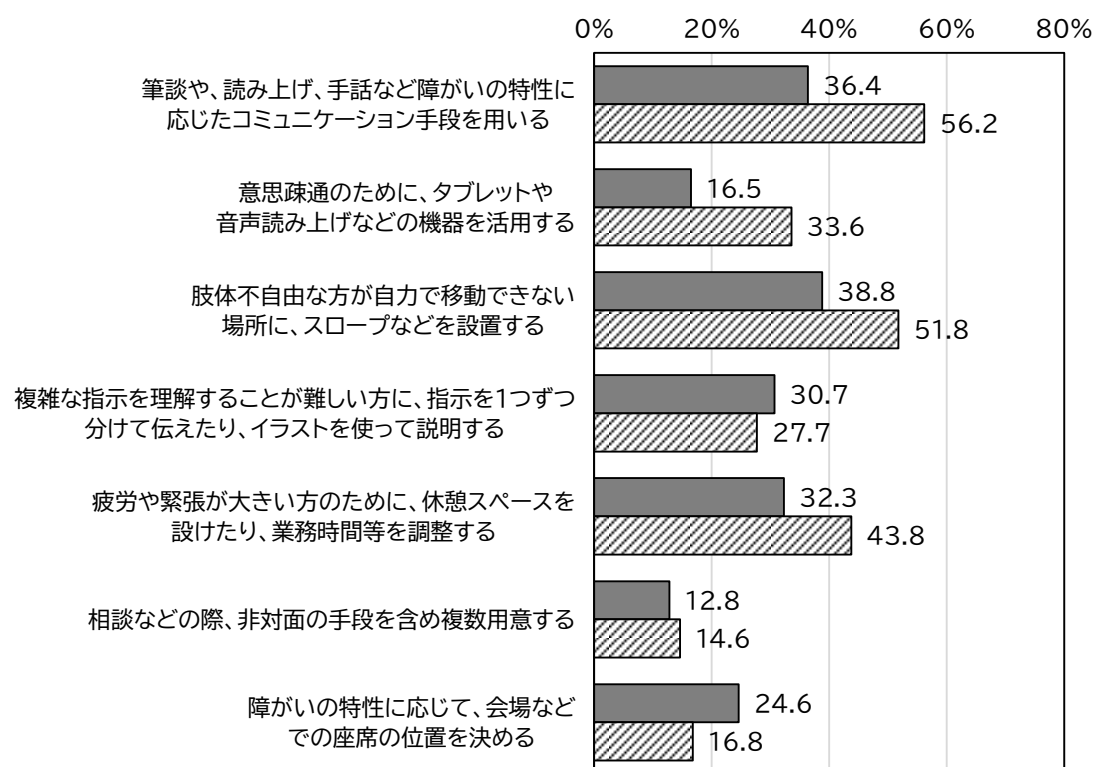
■障がいのある人への配慮や高齢者が望むこと

障がいのある人に対する重要と思う配慮について、障害者手帳所持者の人が重要と考える項目の順位と障害者手帳所持者以外の人が重要と考える項目の順位はほぼ一致しています。

しかし、「障がいの特性に応じて、会場などでの座席の位置を決める」は、障害者手帳所持者以外の人考える重要度より、障害者手帳所持者の人が考える重要度が上回っています。

障がいのある人に対する重要な配慮(複数回答3つまで)

【障害者関連計画 アンケート調査(令和5年)】

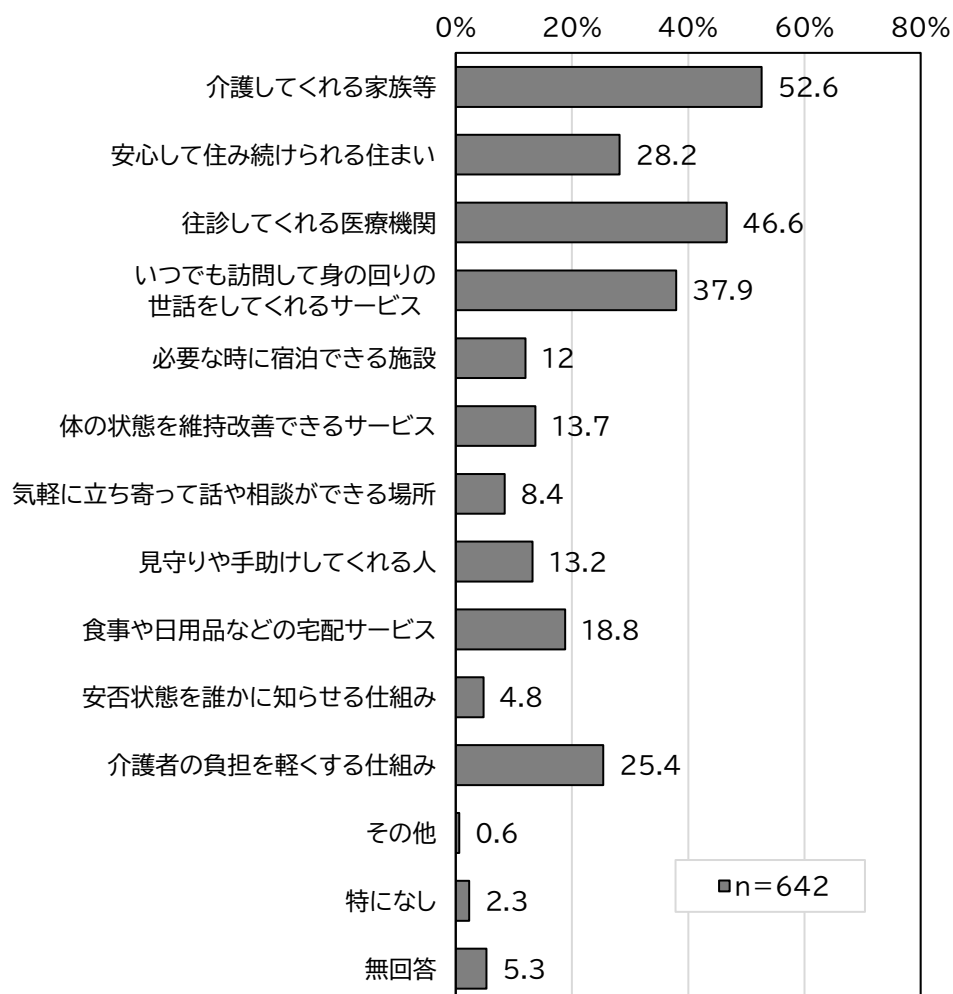


■障害者手帳所持者(n=492)

□障害者手帳所持者以外(n=137)

介護や医療が必要になっても、在宅で暮らし続けるために特に重要だと思うものは、「介護してくれる家族等」が最も多く52.6%、次いで「往診してくれる医療機関」が46.6%、「いつでも訪問して身の回りの世話をしてくれるサービス」が37.9%となっています。

介護や医療が必要になっても、在宅で暮らし続けるために特に重要だと思うもの
(複数回答)
【高齢者関連計画 アンケート調査(令和5年)】



5 第2期計画における活動の状況

第2期計画(令和2年度～令和6年度)は、基本理念「すべての住民がつながり、支え合う、安心して暮らせる伊奈町」のもと、3つの基本方針により取組を実施しました。

年に一回、地域福祉計画策定委員会を開催し、第2期計画の進捗状況の確認、評価を行いました。

令和5年度末時点での第2期計画における活動の進捗状況は、第2期計画に掲げた町の実施取組(全30項目)において実施した割合は93.3%(28項目)、一部実施した割合は3.3%(1項目)、達成できなかった割合は3.3%(1項目)となっています。

未実施の項目は、取組施策の見直し等を行い、改善することが重要です。

各基本方針の取組について、主な実施結果は次のとおりです。

■基本方針1「コミュニケーションが豊富で助け合える地域づくり」

- (施策名)
- ① 福祉教育・啓発の充実
 - ② 交流機会の創出
 - ③ ボランティア活動の推進

(結果概要)

地区敬老会の開催など、各地区で高齢者と地域の人々との交流が進められるようになりました。

また、町内イベントに障害福祉事業所等が参加・出店することで、交流を通して福祉を感じる機会が創出されました。

一方、学習機会や啓発活動において、達成できない項目もありましたので、これらの取組をより推進することが必要です。

■基本方針2「支援を必要とする方の支援体制づくり」

- (施策名)
- ① 孤立予防に向けた見守りの充実
 - ② 日常生活の支援
 - ③ 防犯・防災対策

(結果概要)

民生委員・児童委員や赤十字奉仕団員による地域の見守り活動に加えて、伊奈町見守りオレンジネットワーク事業に賛同した事業者(団体)により、町全体での見守り体制が確立され、安心して暮らせるまちづくりを進めました。

また、伊奈病院移転に伴い、町内循環バスのルートを見直し、町民の利便性の向上を図りました。

■基本方針3「福祉サービスを適切に利用できる仕組みづくり」

- (施策名) ① 情報発信の充実
② 相談支援
③ 権利擁護
④ 各種サービスの質の向上

(結果概要)

新たに伊奈町南部地域包括支援センターや伊奈町成年後見支援センターを設置したことで、相談支援体制を強化し、福祉サービスや各種制度の利用促進を図りました。

6 地域福祉の視点からみた本町の課題

■ 統計やアンケート結果からみえた課題

○ 地域の交流の充実とつながりの強化

コロナ禍における活動についてのアンケート結果では、コロナ禍には、地域の行事や祭り、学校・職場の行事や友人・知人との交流が縮小し、近所づきあいが希薄化していた状況がうかがえます。

また、困ったときに支援してほしいことのアンケート結果では、災害時などの緊急時において支援してほしい人が多く、避難行動要支援者への支援体制とともに、地域でのつながりは重要です。

このことから、地域の中で顔の見える関係を築き、支え合い・助け合うまちをつくるため、コロナ禍で減少した行事や交流の場を充実させ、つながりを再び強化していくことが求められています。

○ 孤立しがちな人の見守りの推進

近所づきあいが希薄化している状況の中、本町のひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯は増加しており、社会的に孤立する人の増加が懸念されます。

また、要介護(要支援)認定者数、障害者手帳所持者、ひとり親世帯は増加傾向にあります。アンケート結果では、困ったときに支援してほしいこととして、地域内における日ごろの声かけ・見守り支援を求める声が多く挙がっており、見守りの重要性が高まっています。

本町ではこれまでも、個人や世帯の社会的孤立を防ぐために、見守り活動の推進に努めてきました。

今後も、人々が安心して暮らすため、活動を継続していくことが求められています。

○ ボランティア活動の活性化

要介護(要支援)認定者や障害者手帳所持者は、増加傾向にあり、当事者への生活支援、少子化対策としての子育て支援など、各種ボランティア活動の重要度が増しています。

ボランティア活動についてのアンケート結果では、ボランティアへの関心が高い一方で、地域活動や生活支援など、さまざまなまちづくりの活動に、今後、参加・協力したいと考える人は減少しています。

このことから、ボランティアへの関心の高さを、実際の活動に結びつける取組が重要となっています。

○ 福祉サービスの相談体制、情報提供の充実

地域福祉を推進するために、優先すべきことについてのアンケート結果では、相談体制・情報提供を充実すると回答する人が最も多く、特に福祉サービスなどの支援を必要とする人に情報が十分に行きわたり、わかりやすく情報提供することが必要です。

また、困りごとや不安を感じたときの相談先についてのアンケート結果では、相談する人がいないと回答する人が1割程度いるほか、アンケート調査における自由意見には、気軽に相談できる窓口を求める声も挙がっています。このことから、暮らしの中で困りごとや不安を感じたときに、気軽に相談できる窓口を今後、より一層充実させることが求められています。

○ 福祉サービスの質の向上

要介護(要支援)認定者、障害者手帳所持者、ひとり親世帯、生活保護受給世帯など、年々支援を必要とする人は増えています。その人らしく尊厳をもった生活が続けられるよう、それぞれの状況に応じた支援が必要であり、今後も各種福祉サービスの質の向上を継続していくことが必要です。

○ 福祉教育や人権意識の啓発の推進

地域で暮らす人が持つ価値観や考え方が多様化する中、お互いが存在を認め合い、尊重することが求められています。第2期計画を策定した令和2年度から3年が経過しましたが、障害者関連計画策定時に実施したアンケート調査では、障害者虐待防止法(平成24年施行)、障害者差別解消法(平成28年施行)についての認知度が高まっていない結果となっています。これらの法律の認知度を上げていくほか、地域の人々がお互いを尊重して思いやり、助け合いや支え合いの基盤を強化するために、今後も福祉教育やさまざまな講座などを通じて、福祉への関心と理解促進に努めることが必要です。

また、人権を著しく侵害し、心身の健康または生命に深刻な影響を及ぼす行為である、高齢者や障がい者、こどもなどに対しての虐待行為をなくすために、誰もが虐待について正しく学び、虐待に早く気づき、早期に支援することが求められています。

○ 成年後見制度の利用促進

社会全体の高齢化は今後も続き、判断能力が十分でない人に対して、財産の保護や契約の支援をする成年後見制度の利用ニーズが高まるものと予測され、制度の普及・利用促進が求められています。

本町では、「伊奈町成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度の相談対応、普及啓発など、活動を進めていますが、成年後見制度の認知度についてのアンケート結果では、町民の7割程度が成年後見制度の内容を知らない状況です。

本町においても、現在のニーズや将来の利用者の増加に備え、誰もが地域で自立した生活を送ることができるよう、今後も成年後見制度の普及・利用促進を推進していくことが必要です。

○ 再犯防止の推進

犯罪や非行をしてしまった人の多くは、「立ち直りたい」という気持ちを抱えながら、就労や住居の確保が困難などの状況に直面します。立ち直ろうとする人たちを支え、再び犯罪が起きることを防ぐ活動や支援の輪が必要です。

本町においても、地域生活を支える保護司などの協力を得ながら、誰一人として孤立することのない、安心・安全なまちづくりの推進が求められています。

第3章 計画が目指す方向性

1 基本理念

第2期計画では、「地域共生社会」の実現を目指し、「すべての住民がつながり、支え合う、安心して暮らせる伊奈町」を基本理念として、計画を推進してきました。

本計画においても、第2期計画の基本理念を継承し、地域福祉を推進していきます。

伊奈町第3期地域福祉計画の基本理念

**すべての住民がつながり、支え合う、
安心して暮らせる伊奈町**

2 基本方針

基本理念のもと、まちづくりの方向性を踏まえ、3つの基本方針を設定します。

1 コミュニケーションが豊富で助け合い、ぬくもりのある地域づくり

福祉教育・啓発や交流によるつながりづくりを行い、ボランティアなどの支え合い・助け合える地域をつくれます。

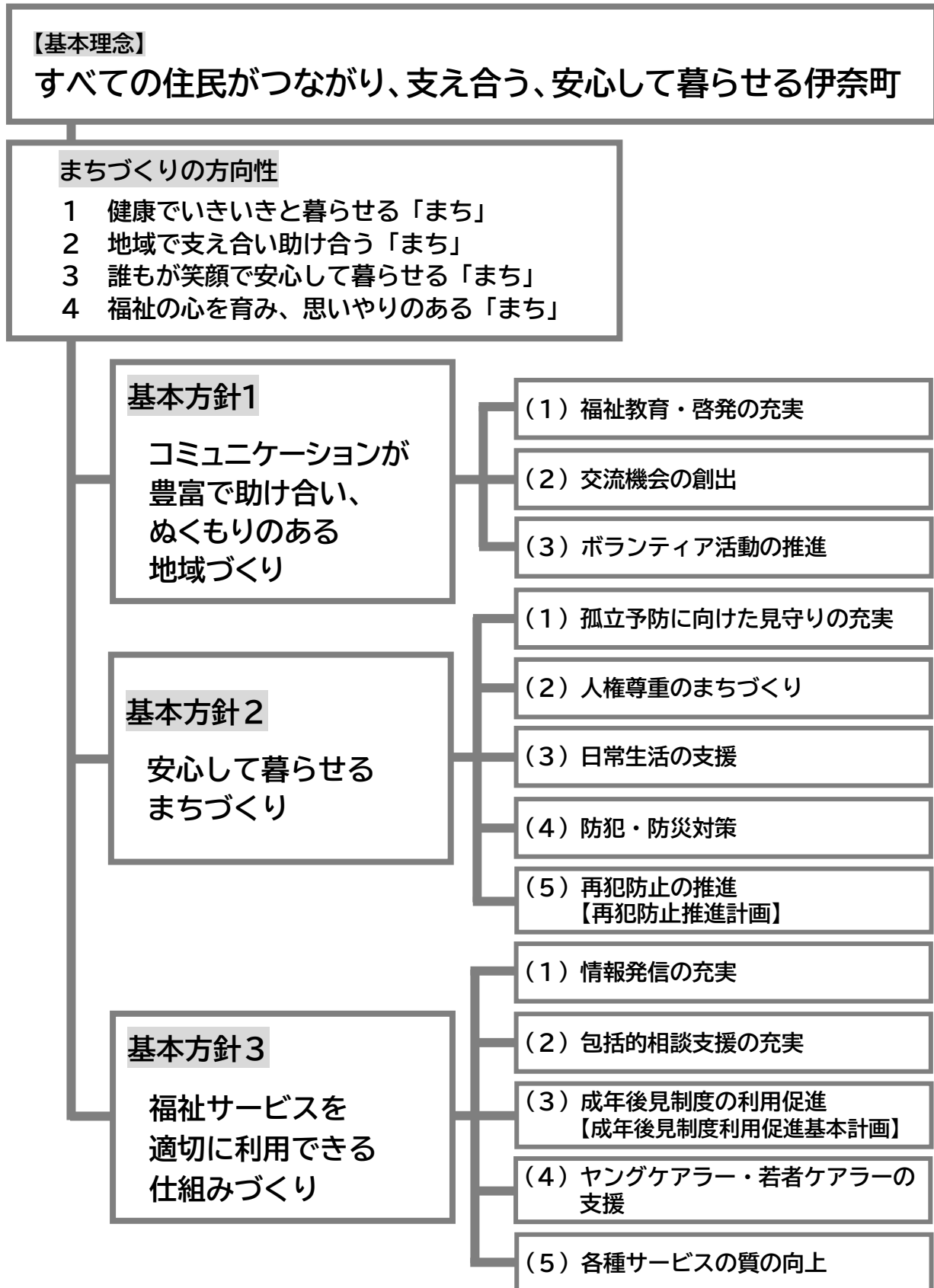
2 安心して暮らせるまちづくり

見守りの充実、日常生活支援、虐待防止、防犯・防災の対策を進めるとともに、再犯防止の取組を進め、安心して暮らせるまちをつくれます。

3 福祉サービスを適切に利用できる仕組みづくり

住民に寄り添った福祉サービスを充実するとともに、情報を周知し、福祉を必要とする人がサービスを適切に利用できる仕組みをつくれます。

3 計画の体系



第4章 施策の展開

基本方針1 コミュニケーションが豊富で助け合い、ぬくもりのある地域づくり

(1)福祉教育・啓発の充実

現状と課題

地域で暮らす人が持つ価値観や考え方も多様化する中、地域の人々がお互いを尊重し、助け合いや支え合いの意識を持つことが、地域福祉を推進する基盤となります。しかしながら、支援を必要とする人に対する理解や協力、制度に対する認知度は低い状況にあります。

「共生社会」の実現に向けて、地域福祉について、また人権についての理解を町内でさらに浸透させるために、今後も教育や学習を通じた啓発の継続が必要です。

目指す地域の姿

地域福祉の心をみんなで育み、地域の中で助け合い・支え合う地域。

該当する「まちづくりの方向性」➡ 4 福祉の心を育み、思いやりのある「まち」

取組

●町の取組

主な取組	具体的な内容
福祉教育・学習機会の提供	○幼少期の段階から福祉への関心を高め、交流や体験学習などの機会提供に努めます。 ○総合的な学習の時間で福祉体験などを実施します。 ○生涯学習を推進し、地域づくりのリーダーとなる人材育成に努めます。
地域福祉の考え方についての啓発	○ホームページやSNSを活用して、地域福祉の考え方や差別解消法などの周知を図ります。 ○町の広報紙を活用して、地域の助け合いや福祉活動の具体例を掲載します。

●町民や地域の取組としてできること

- ◇ 町や社会福祉協議会が主催する各種講習会や研修会に参加します。
- ◇ 地区の自主防犯組織によるこどもの見守り活動から少しずつ発展させ、積極的にあいさつが交わせる関係をつくります。
- ◇ 地区の祭りなどのイベントをきっかけとして、地域の人とたくさん話し、コミュニケーションをとります。

(2)交流機会の創出

現状と課題

暮らしの中で、困りごとや不安を感じたときの相談先として、家族・親族以外では知人・友人を挙げる人が多い一方、近年は、近所づきあいが希薄化しつつあり、さらに、コロナ禍において、地域の行事や祭り、学校・職場の行事、友人・知人との交流が減少した状況がうかがえます。交流機会を増やすための取組の強化が必要です。

目指す地域の姿

赤ちゃんから高齢者までみんなが集い、交流し、コミュニケーションが盛んな地域。

該当する「まちづくりの方向性」➡ 2 地域で支え合い助け合う「まち」

該当する「まちづくりの方向性」➡ 3 誰もが笑顔で安心して暮らせる「まち」

取組

●町の取組

主な取組	具体的な内容
地域の活動拠点づくりへの支援	○地域へ出前講座などを実施し、地域づくりについての意識啓発や活動のきっかけづくりを行います。 ○地域で集まれる場づくりの支援を行います。 ○コロナ禍で停滞していた、地域福祉活動の再開に向けた支援を行います。
地域の行事やイベントなどの交流機会の周知や支援	○総合センターやゆめくるなどで行うイベントを町の広報いな・町ホームページ・SNS等で周知し、世代を超えた交流の機会を広げます。 ○外国人との交流の機会を創出し、文化や言葉の違いへの相互理解を深め、多文化共生のまちづくりを推進します。

●町民や地域の取組としてできること

- ◇ 地域の友人を誘いあって地域のイベントや話し合いの集まりなどに参加します。
- ◇ 地域のイベント(行事)に参加しやすいよう、地区で課題などを検討し工夫をします。
- ◇ 地区の祭りや運動会などに参加し、地域の高齢者とこどもの交流を進めます。
- ◇ 新たに地域の中に、居場所や集いの場、サロンなどをつくり、交流を図ります。
- ◇ 既存の居場所や集いの場、サロンなどは、それぞれの活動から地域交流へつなげます。

(3) ボランティア活動の推進

現状と課題

災害発生時や発生後のボランティアセンターの開設およびボランティア活動は、必要不可欠です。また、支援を必要とする人へのボランティア等の活動は、重要度が増しています。

しかしながら、ボランティアに関心がある一方で、実際にボランティア活動をしたい人は少ないようです。

ボランティアへの関心の高さを、実際の活動に結びつける取組が今後も重要です。

また、現在自主的に活動を行っている団体や、ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会への支援を継続して行っていく必要があります。

目指す地域の姿

日ごろの身近な隣近所での助け合いや、個人や団体のボランティア活動が盛んな地域。

該当する「まちづくりの方向性」➡ 2 地域で支え合い助け合う「まち」

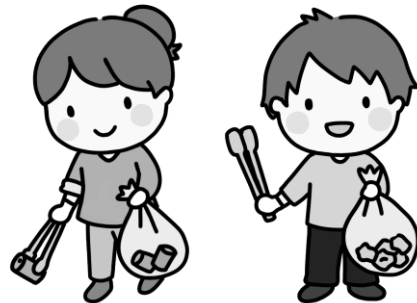
取組

●町の取組

主な取組	具体的な内容
町民のボランティア活動への参加促進	○お年寄り世帯見守りたいやロコラジ体操サポーターなどボランティア活動のきっかけづくりを行います。
住民の自主的な活動に対する補助等の支援	○自主防災・自主防犯組織の資機材購入や研修などの活動への補助を行います。
地域福祉の推進の中心を担う社会福祉協議会との連携・支援	○社会福祉協議会と連携し、ボランティア登録制度の更なる周知啓発や、ボランティア登録者・団体に対する育成および支援を行います。 ○ボランティア養成講座や手話研修など、社会福祉協議会で行う事業への補助を行います。

●町民や地域の取組としてできること

- ◇ 地域での集まりで共有したことをいかし、身近なことからボランティアに取り組みます。
- ◇ 社会福祉協議会のボランティアセンターなどを活用し、地域で支え合い助け合う活動に参加します。
- ◇ こどもの頃から「お年寄り世帯見守りたい」や廃品回収などのボランティア活動に参加します。
- ◇ 各地区の自主防災組織や自主防犯組織への加入など、ボランティア活動への参加を呼びかけます。
- ◇ ボランティア活動団体は、社会福祉協議会へのボランティア登録などをきっかけにして現状を把握し、他の団体の方々とも交流の機会を持ちます。



基本方針2 安心して暮らせるまちづくり

(1)孤立予防に向けた見守りの充実

現状と課題

ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯は、増加傾向にあります。

また、要介護(要支援)認定者、障害者手帳所持者、ひとり親世帯、さらに生活保護受給世帯についても増加しており、年々日ごろの声かけや見守りなどの支援を必要とする人は増えています。

地域からの孤立を防ぎ、災害における支援にも備える「見守り」は、地域の人々の安心な暮らしのため、重要度がますます高まっています。

今後も引き続き活動を継続していくことが必要です。

目指す地域の姿

一人ひとりがSOSを発している人の存在に気づき、見守り、手を差し伸べられる。

該当する「まちづくりの方向性」➡ 3 誰もが笑顔で安心して暮らせる「まち」

取組

●町の取組

主な取組	具体的な内容
民生委員・児童委員の活動支援	○お年寄り世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯などの見守りを継続的に行えるよう支援します。 ○社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの関係機関との連携を強化します。 ○委員に向けた研修会を実施します。
生活に困窮している人に対する相談の実施	○暮らしの相談など生活困窮者に向けた相談会を継続して実施します。 ○生活保護実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所への情報提供を実施します。
自殺防止対策の推進	○「伊奈町自殺対策推進計画」と整合性を図りながら関係機関との連携や住民への周知啓発などにより、孤立を防ぎ、自殺防止対策を進めていきます。
地域での見守り支援体制の推進	○高齢者、障がい者、こども等が安心して暮らせるよう関係機関と連携し、いな見守りONE TEAM(ワンチーム)事業などの地域での見守り体制を推進します。

●町民や地域の取組としてできること

- ◇ ボランティアなどの活動をきっかけにして、近所の人へ、日ごろからあいさつや声かけをします。
- ◇ 回覧板を渡す際などに交わす日常のあいさつや会話の中で、さりげない見守りを行います。
- ◇ 生活に困っている人に気づいたときには、町への相談を促します。
- ◇ 個人や地域のグループが支援を必要とする人に気づいたときには、声かけや見守りをします。
- ◇ 自殺リスクを低下させるため、予防についてできることを考えます。



(2)人権尊重のまちづくり

現状と課題

虐待は、人権を著しく侵害し、心身の健康または生命に深刻な影響を及ぼす行為です。高齢者や障がい者、こどもなどへの虐待について、町全体での理解を深めて防止するとともに、早期発見・支援を行うことが求められています。

今後も地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、虐待防止の活動を継続することが必要です。

目指す地域の姿

一人ひとりの権利が守られ、高齢者、障がい者、こどもなどをはじめとする、すべての人が安心・安全に自分らしく暮らせる地域。

該当する「まちづくりの方向性」➡ 3 誰もが笑顔で安心して暮らせる「まち」

取組

●町の取組

主な取組	具体的な内容
高齢者や障がい者、こどもへの虐待防止の推進	○児童相談所、地域包括支援センター、障害者虐待防止センター、などの関係機関と連携し、相談支援を行います。
人権意識の普及・啓発	○虐待や消費者被害の防止、早期発見・早期対応につながるようホームページ等を活用して周知します。 ○町民や町内事業所向けの人権研修等を開催します。

●町民や地域の取組としてできること

- ◇ 地域のさまざまなつながりの中で、異変を感じたときには、関係機関へとつなげます。
- ◇ 地域全体で高齢者や障がい者、こどもを見守り、虐待や消費者被害の可能性を感じたら、町や相談機関等へ伝えます。

(3)日常生活の支援

現状と課題

介護や病気、子育てなどで困ったときに、必要な支援として、「買い物」「ゴミ出しや掃除などの家事」「病院や学校などの送り迎え」などが挙げられます。

要介護(要支援)認定を受けた人や、運転免許証を返納するなどして、日常生活上の困難さを抱える人に対して、行政による支援とともに、地域の人たちによる支援活動の継続が今後求められています。

目指す地域の姿

誰もが、買い物、ゴミ出し、通院などの日常生活を、安心して不便なく送れる地域。

該当する「まちづくりの方向性」➡ 2 地域で支え合い助け合う「まち」

該当する「まちづくりの方向性」➡ 3 誰もが笑顔で安心して暮らせる「まち」

取組

●町の取組

主な取組	具体的な内容
外出時の移動が不便な人への支援	○生活支援の検討を進めます。
町内移動の利便性の向上	○2台体制で運行している町内循環バス「いなまる」は、今後も更なる利便性の向上を目指します。
ゴミのふれあい収集事業の実施	○ゴミのふれあい収集事業により見守りと日常生活を支援します。
町営住宅の提供	○住宅に困窮する人を対象に、低廉な家賃で良好な環境の住宅を供給し、日常生活を支援します。

●町民や地域の取組としてできること

- ◇ ボランティア活動をきっかけに、近所の人へ、日ごろのあいさつや声かけをします。
- ◇ 地域の集まりをきっかけにして日常のコミュニケーションを深め、会話の中から、どのようなことに困っているのかを知り、支援できるようにします。
- ◇ 地域の中に話し合いの場をつくり、買物や通院、ゴミ出し等の手助けを地域の中でできるように検討します。

(4)防犯・防災対策

現状と課題

全国で高齢者を狙った特殊詐欺の被害が続いており、令和5年1月～12月における町内の振り込み詐欺の認知件数は7件、被害額は1,985万円となっています。(埼玉県警察ホームページ確定値)最近では、手口は巧妙化・悪質化してきており、特殊詐欺と強盗を組み合わせたハイブリット型の犯罪も増えています。

このような状況に対し、防犯に関する啓発を実施し、地域においてはこどもを犯罪から守るための防犯パトロールや見守りなどを継続していくことが重要です。

また、近年全国において、局地的集中豪雨や台風をはじめとした災害は増加傾向にあり、地域による支援も含めた災害に備えた体制の充実が求められています。

目指す地域の姿

防犯パトロールや避難支援を必要とする人への見守りを行い、犯罪や災害に強い地域。

該当する「まちづくりの方向性」➡ 2 地域で支え合い助け合う「まち」

該当する「まちづくりの方向性」➡ 3 誰もが笑顔で安心して暮らせる「まち」

取組

●町の取組

主な取組	具体的な内容
防犯灯の設置、修繕	○必要な箇所への防犯灯の新規設置と必要な修繕を進め、犯罪の未然防止に取り組みます。
防犯に関する情報発信や指導、啓発の実施	○町民や自主防犯組織に対し、上尾警察署職員による防犯講座を実施します。 ○広報いな・町ホームページ・SNS等に犯罪被害の報告を掲載します。
消費生活センターの運用や消費生活講座の実施	○消費生活相談を実施します。(毎週月曜日～木曜日無料で実施) ○消費者被害防止のための消費生活講座を実施します。
防災訓練を実施	○町総合防災訓練を実施し、避難誘導や避難所運営訓練を実施します。 ○赤十字奉仕団員が防災知識を増やし地域に還元できるよう、炊き出し訓練などの研修を実施します。

自主防災組織の活動への支援	○自主防災組織の資機材購入や研修などの活動への支援を実施します。
避難行動要支援者の個別計画登録の推進	○避難行動要支援者に対し個別計画への登録を促して、地域における避難支援につなげます。

●町民や地域の取組としてできること

- ◇ 防犯パトロールなど地域の見守りボランティアに参加します。
- ◇ 区長、自主防災組織、民生委員などを中心に、プライバシーに配慮しながら、災害時に地域の中で支援を必要とする人を支援者がわかる体制をつくります。
- ◇ 地域ごとの特徴や特色を踏まえた避難訓練を地域の中で行い、災害に備えます。
- ◇ 消費者被害にあった人を見つけたら通報します。



(5)再犯防止の推進【再犯防止推進計画】

平成28年12月再犯防止等の推進に関する法律が公布、施行されました。全国の検挙者に占める再犯者の割合(再犯者率)が上昇しており、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっています。

犯罪や非行をしてしまった人たちは反省と償いを経て、「立ち直りたい」と思っていますが、立ち直りにはさまざまな壁が存在します。就労が困難、身元保証人を得られず適当な住居を確保できないことは、再犯へのリスクとなります。

また、高齢であること、障がいがあること、薬物依存の適切な治療や相談支援が受けられない、孤独、相談相手がいないことが、本人の立ち直りへの意欲を妨げています。

再犯を防ぐには、本人の努力はもとより、就労や住居の確保に向けた支援、保健医療・福祉サービスの利用に向けた支援などが必要です。

再犯防止は、「誰一人取り残さない」社会を目指すとともに、犯罪のない安心・安全に暮らせる社会の実現を目指す取組です。

現状と課題

誰もが社会において孤立することなく、生活の安定を得て再び社会の一員となるよう地域で支援することが求められています。

保護司など立ち直りを支援する人が地域で安心して活動ができる環境整備が必要です。

社会を明るくする運動をはじめ、再犯防止に関する広報・啓発活動を推進し、町民の関心と理解を得ることも重要です。

目指す地域の姿

犯罪や非行をしてしまった人の立ち直りを支援し、誰一人として孤立することのない、安心・安全に暮らせる地域。

該当する「まちづくりの方向性」➡ 3 誰もが笑顔で安心して暮らせる「まち」

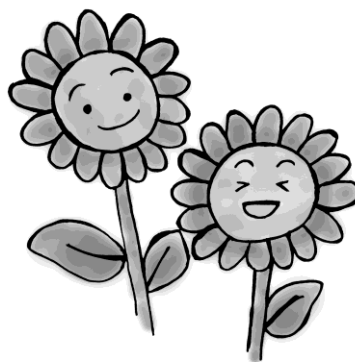
取組

●町の取組

主な取組	具体的な内容
生活基盤の確保と支援	○生活困窮者の自立相談支援事業を活用し、就労や住居の確保など本人の状況に応じた包括的な支援を実施し、将来的な再犯防止につなげます。
社会を明るくする運動の推進	○保護司会などと連携を図り、社会を明るくする運動を通して、犯罪や非行の防止および再犯防止に関する地域での意識の醸成を図ります。
こどもの健全育成	○学校などと連携した児童生徒の非行、薬物乱用防止について啓発活動を行います。

●町民や地域の取組としてできること

- ◇ 犯罪や非行防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」への関心と理解を深めます。
- ◇ 社会復帰を目指す人を受け入れ、さまざまな生きづらさを抱えていることの理解を深め、見守ります。



基本方針3 福祉サービスを適切に利用できる仕組みづくり

(1)情報発信の充実

現状と課題

困りごとや不安を抱えて支援を必要とする人が、自身に最適な福祉サービスを選び利用するためには、サービスの内容や提供先について、福祉制度の正しい情報をわかりやすく提供することが求められています。

また、提供された情報に基づきサービスを選択する際には、実際にサービスを利用した人からの情報も時に有効となります。そのため、地域においては、活発なコミュニケーションや情報交換の機会づくりが重要となっています。

目指す地域の姿

情報がほしいと思う人に、地域団体・ボランティアなどの活動や、福祉サービスなどの情報が届く地域。

該当する「まちづくりの方向性」➡ 3 誰もが笑顔で安心して暮らせる「まち」

取組

●町取組

主な取組	具体的な内容
各種サービスや町民の活動等についての情報発信	○県内の施設やニューシャトル各駅、町内の金融機関、コンビニエンスストアなどへ広報紙の設置を継続し、情報発信に努めます。
必要な情報をわかりやすく届ける広報紙やホームページづくり	○「広報いな」のわかりやすい紙面づくりに取り組みます。 ○SNSの活用を推進します。 ○多言語にも対応した情報発信方法を検討し、外国人や高齢者、障がいのある人にもわかりやすい情報提供を行います。

●町民や地域の取組としてできること

- ◇ グループの活動や催し物等の活動状況を、行政掲示板や地区内の回覧、情報誌や広報紙、ホームページ等のいろいろな方法で発信します。
- ◇ 地域住民が集える場へ積極的に参加し、地域の人との交流や、コミュニケーションを取ります。
- ◇ 普段の世間話やお茶会などでの情報交換と口コミで、地域の団体や自治会、子ども会、PTA、老人会、ボランティア活動について情報を共有します。

(2)包括的相談支援の充実

現状と課題

困りごとや不安を抱えた人が必要な支援につながりやすくなるように、気軽に相談することができる体制を今後も充実していく必要があります。

また、地域の中で相談を受けて解決につなげられる場合や、専門機関で対応すべき場合など、相談の内容によって、さまざまな対処が必要です。相談の内容に応じた相談体制づくりと、必要な相談機関につなげることのできる連携体制づくりが重要となっています。

目指す地域の姿

困りごとを抱えこまず、気軽に相談ができたり、相談機関の情報を共有できている地域。

該当する「まちづくりの方向性」➡ 3 誰もが笑顔で安心して暮らせる「まち」

該当する「まちづくりの方向性」➡ 4 福祉の心を育み、思いやりのある「まち」

取組

●町の取組

主な取組	具体的な内容
介護が必要な高齢者や障がい者およびその家族への相談体制の充実	○民生委員・児童委員による困りごとの相談を実施します。 ○介護保険制度や障害福祉制度で相互に連携するなど、さまざまな方面から援助し、また適切な相談支援を実施します。
生活に困窮する人が相談できる体制づくり	○暮らしの相談など生活困窮者に向けた相談会を継続して実施します。

●町民や地域の取組としてできること

- ◇ 地域の身近な場において何でも相談できる体制を作ります。
- ◇ 悩みを抱える人がいたら、町の相談機関や民生委員・児童委員など、信頼できる相談先を紹介します。
- ◇ 地域のさまざまなつながりの中で異変を感じたときには、関係機関へとつなげます。

(3)成年後見制度の利用促進【成年後見制度利用促進基本計画】

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、財産管理や身上保護(介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など)に関する法律行為をひとりで行うのが難しい場合があります。

成年後見制度は、判断能力が不十分な人の財産や権利を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援(意思決定支援)を行うものです。

社会全体の高齢化は今後も続き、65歳以上の高齢者数は、令和24(2042)年ごろにピークを迎える予測となっています。

また、このような高齢化の進行とともに、障がいのある人の高齢化や重度化、障がい者を支える親の高齢化による「親亡き後」などへの対処も必要になり、成年後見制度の利用ニーズが多様化し、高まるものと予測されています。

現状と課題

認知症の有病率は年齢とともに高まることが知られており、本町においても、誰もが地域で自立した生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用の増加に備えることが必要です。

本町では令和4年3月に、「伊奈町成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度の相談を受けるとともに、広報・啓発活動を進めていますが、成年後見制度の内容を知らない人が多くいるのが実情です。

また、制度をわかりやすく説明してほしい、相談窓口を知りたい、などの意見も多く挙がっています。成年後見制度の利用を促進するため、制度や相談窓口の周知を今後も継続することが必要です。

目指す地域の姿

判断能力が低下しても適切なサービスを受けられて、誰もが自分らしく暮らし続けられる地域。

該当する「まちづくりの方向性」➡ 3 誰もが笑顔で安心して暮らせる「まち」

取組

●町の取組

主な取組	具体的な内容
伊奈町成年後見支援センターの運営支援	○成年後見制度における中核機関として、社会福祉協議会に委託した「伊奈町成年後見支援センター」が円滑に運営されるよう支援します。
法定後見制度や任意後見制度の利用促進	○成年後見制度の利用を必要とする方が適切に制度を利用できるよう、「伊奈町成年後見支援センター」のもと、後見制度の広報や窓口の周知・啓発、相談支援を充実し、後見制度の利用を促進します。
地域連携ネットワークの強化	○関連機関メンバーが「伊奈町成年後見支援センター運営協議会」を構成し、公正中立性の確保、円滑な運営のため、助言、指導および監督を行います。
法人後見制度事業の促進	○個人にはない組織のメリットを発揮できる、法人後見制度業務を社会福祉協議会に委託して、財産管理やサービス利用契約など、さまざまな手続きの法律行為を行います。
町長申立てによる支援	○成年後見制度利用の必要性が高いが、ひとり暮らしであったり、親族関係が疎遠であるなどの事情により手続きを進められない場合に、町長申立てを行います。

●町民や地域の取組としてできること

- ◇ 判断能力が不十分になったときに備えて、成年後見制度について理解を深めます。
- ◇ 制度について知らない人に情報提供します。
- ◇ 判断能力が十分なうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人(任意後見人)を契約で決めておく任意後見制度について理解を深めます。
- ◇ 成年後見支援センターが実施する市民後見人養成講座に参加し、市民後見人として活動します。

(4)ヤングケアラー・若者ケアラーの支援

現状と課題

「ケアラー」とは、高齢、身体上、精神上の障がい、または疾病等により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者と定義されています。(埼玉県ケアラー支援条例)

そのうち、本来大人が担うと想定される家事や、病気・障がいのある家族等の介護・世話などが忙しく、本来守られるべき権利(健康・教育・文化的生活)が侵害されている(または可能性のある)18歳以下の方は「ヤングケアラー」、おおよそ20～30代の方は「若者ケアラー」と呼ばれ、本町においても地域や学校で存在が確認されています。

ヤングケアラー・若者ケアラー本人およびその家族が適切な行政サービスを利用でき、地域のつながりを持って自分らしく生活できるよう支援を行う必要があります。

目指す地域の姿

地域でヤングケアラー・若者ケアラーの存在に気づき、社会資源を活用しながら助け合い・支え合える地域。また、ヤングケアラー・若者ケアラー自身が、ケアを行っていることを認知し、助けを求めることができる関係性が構築された地域。

該当する「まちづくりの方向性」➡ 4 福祉の心を育み、思いやりのある「まち」

取組

●町の取組

主な取組	具体的な内容
研修会・イベント等を通じた普及・啓発	○町民や関係者、事業者向けに研修会を実施します。 ○町立小中学校の児童・生徒向けに出前授業を実施します。 ○ケアラー月間(11月)などに合わせ、パネル展示などの啓発を実施します。
各種広報媒体を利用した普及・啓発	○広報いな・町ホームページ・SNS等を利用した啓発や事業紹介を実施します。 ○ポスターやリーフレットを作成し、掲示・配布します。
ヤングケアラーの発見・調査	○町立小中学校の児童・生徒に対しアンケート、アセスメント・インタビュー調査を実施します。
介護する家族の負担軽減	○身体的精神的負担を軽減するため、悩みを語り合うことができる介護者学習交流会を実施します。 ○地域包括支援センター等関係機関との連携を強化し、ヤングケアラーを含めたケアラーへの支援を実施します。

●町民や地域の取組としてできること

- ◇ 町が主催する研修会やイベントなどに参加します。
- ◇ さりげない見守りを行い、適切な社会資源を紹介します。
- ◇ ヤングケアラーや若者ケアラーの存在に気づいた際は、町に情報提供します。
- ◇ 日ごろのあいさつから信頼関係を築き、ケアラー本人と一緒に何が必要なのかを考えます。



(5)各種サービスの質の向上

現状と課題

すべての町民が、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、福祉サービスの充実が欠かすことができません。

福祉における分野別計画を推進し、サービスの質の向上を確実なものとするためには、サービス提供事業者およびそのサービスを第三者が評価し、必要な改善を求めていかなければなりません。そのための評価体制の構築と運用を、継続して推進することが重要となっています。

目指す地域の姿

必要な福祉サービスを、適切に受けることができる地域。

該当する「まちづくりの方向性」➡ 1 健康でいきいきと暮らせる「まち」

該当する「まちづくりの方向性」➡ 3 誰もが笑顔で安心して暮らせる「まち」

取組

●町の取組

主な取組	具体的な内容
高齢、障がい、児童など、各福祉分野のサービスの充実と質の向上	○在宅医療・介護連携、生活支援体制整備協議体など地域包括ケアシステムの構築を推進します。 ○「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を推進します。 ○「障害者計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」を推進します。 ○「子ども・子育て支援事業計画」を推進します。 ○「健康増進計画 い～な健康プラン21」を推進します。
各福祉分野のサービス利用者の希望・意見などの聴取	○各福祉分野の計画等の策定時にアンケート調査を実施します。
サービス利用者の視点を持つ評価体制の構築	○当事者団体の方や公募の方等を委嘱し、各福祉分野の計画等の進捗状況を報告・評価するために会議を開催します。

●町民や地域の取組としてできること

◇ 地域で困りごとがあったら、まずは地域コミュニティの中でどうしたら解決できるかを話し合います。

第5章 計画の推進

1 役割分担

地域福祉を効果的・総合的に推進するためには、行政だけでなく、町民、地域、福祉サービスを提供する事業者などさまざまな主体が、地域福祉の担い手としての意識を持って、互いに協働し合いながら活動を進めていく必要があります。

それぞれの主体は、以下のとおりの役割を担い、また期待されています。

町民	町民一人ひとりが、まちづくりの方向性を理解・共有し、地域の一員としてまざることができることから、具体的に行動していくことが期待されます。
地域	行政区や自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、伊奈町見守りオレンジネットワーク協力事業者などの各種組織や団体が連携し、公的サービスでは対応が難しい地域の課題に、積極的に対応することが期待されます。
福祉サービス事業者	サービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供および周知、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。
社会福祉協議会	社会福祉法の中で、地域福祉を推進するための中心的な役割を担う組織と位置づけられ、町全体の地域福祉活動のコーディネートや行政との調整役としての役割を担っています。
行政	地域福祉計画の策定主体である行政は、町の福祉の向上を目指し、庁内における福祉に関係する部署をはじめ、町民、ボランティア、福祉サービス事業者、社会福祉協議会などと連携しながら、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

2 推進体制

計画の着実な遂行に向けて、町民や各種福祉関係団体等を中心とした推進組織を設置・運営します。

また、庁内においては、地域福祉施策の効果的な推進のため、福祉に直接的に関わる部署だけでなく、広報や教育、交通、施設管理など、日常生活や周知啓発活動に関連する分野との連携を十分に図ることができるよう、組織横断的な推進体制を維持します。

3 進行管理・評価

計画に盛り込まれた施策が当初の予定どおりに実施され、期待どおりの成果を上げているかどうかを知るためには、施策ごとにその実施状況を点検・評価することが不可欠です。点検・評価の結果、成果が未達成の場合には、その原因を調べ、問題となっているものがある場合には必要な改善を行い、再び施策を推進することで、計画は実効性が高いものとなります。

本計画の推進にあたっては、下図に示すPDCAサイクル(Plan(プラン:計画策定)→Do(ドゥー:実行・推進)→Check(チェック:点検・評価)→Action(アクション:見直し・改善))に基づいて進行管理を行います。



資料編

1 計画策定の経過

年月日	会議名等	内容
令和6年 6月19日	第1回伊奈町地域福祉計画策 定委員会	(1)伊奈町第3期地域福祉計画および 第1期成年後見制度利用促進基本計画(概要) (2)策定状況および今後のスケジュール (3)アンケート内容について
9月	町民向けアンケート調査	伊奈町第3期地域福祉計画および 第1期成年後見制度利用促進基本計画 に関するアンケート調査
10月	福祉関係団体、福祉従事者 向けアンケート調査	伊奈町第3期地域福祉計画および 第1期成年後見制度利用促進基本計画 に関するアンケート調査
10月23日	第2回伊奈町地域福祉計画 策定委員会	(1)アンケート調査結果について (2)計画構成案について (3)計画骨子案について
11月22日	第3回伊奈町地域福祉計画 策定委員会	(1)計画素案について
12月11日	第4回伊奈町地域福祉計画 策定委員会	(1)計画素案について
令和6年 12月27日 ～ 令和7年 1月31日	町民コメントの実施	
令和7年 2月18日	第5回伊奈町地域福祉計画 策定委員会	(1)町民コメントの結果について (2)計画案の確認について

2 伊奈町地域福祉計画策定委員会条例

令和2年3月18日

条例第6号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45条）第107条の規定に基づき伊奈町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、広く住民の意見を反映させるため、伊奈町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を町長に答申するものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関すること。
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること。
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関すること。
- (4) その他町長が計画を策定するために必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉活動団体等を代表する者
- (2) 地域福祉に関係する機関等を代表する者
- (3) 識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の伊奈町地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成24年要綱第29号。以下「廃止前の要綱」という。）第3条第2項の規定により委嘱された委員である者は、この条例の施行の日に、第3条第2項の規定により委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条の規定にかかわらず、同日における廃止前の要綱第3条第2項の規定により委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に廃止前の要綱第5条第2項の規定により互選された委員長又は副委員長である者は、この条例の施行の日に、第5条第1項の規定により互選されたものとみなす。

附 則（令和3年条例第20号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

3 伊奈町地域福祉計画策定委員会 委員名簿

任期:令和4年4月1日～令和7年3月31日

区分	氏名	職名
1号委員 福祉活動団体等 を代表する者	関根 清一	長寿クラブ連合会会長
	○加藤 衛	民生委員・児童委員協議会会長
	岩村 春江	赤十字奉仕団委員長
	齋藤 早苗	母子愛育会副会長
	宮田 みどり	ボランティアセンター運営委員
2号委員 地域福祉に関係する 機関等を代表する者	田島 廣	区長会副会長
	川田 金造	商工会会長
	鈴木 正男	シルバー人材センター理事長
	中谷地 久雄	元地域福祉計画町民会議会長
3号委員 識見を有する者	岩井 勝	社会福祉協議会事務局次長
	成田 弥寿子	教育委員会委員
	◎永田 康子	人権擁護委員
4号委員 関係行政機関 の職員	長谷川 隆裕	埼玉県東部中央福祉事務所
	鈴木 菜美	埼玉県中央児童相談所

◎会長 ○副会長

(敬称略・順不同)

4 参考事業等一覧

基本方針1 コミュニケーションが豊富で助け合い、ぬくもりのある地域づくり

(1)福祉教育・啓発の充実

事業名・項目名	担当
社会教育振興事業	生涯学習課
教育指導事業	学校教育課
青少年健全育成推進事業	生涯学習課
人権・同和対策啓発事業	人権推進課
人権教育運営事業	学校教育課
人権教育事業	生涯学習課
男女共同参画事業	人権推進課

(2)交流機会の創出

事業名・項目名	担当
ふれあい福祉センター運営事業	社会福祉課
地域子育て支援センター運営事業	子育て支援課
つどいの広場事業	子育て支援センター
子育て支援センター事業	子育て支援センター
総合センター管理運営事業	コミュニティ推進課
パブリックルーム管理事業	コミュニティ推進課
インターナショナルフェスタinいな	コミュニティ推進課
ふれあい活動センター(ゆめくる)運営事業	生涯学習課
総合文化祭	生涯学習課
「バラまつり」や「伊奈まつり」などのイベント開催	元気まちづくり課 (伊奈町観光協会)

(3) ボランティア活動の推進

事業名・項目名	担当
生涯学習推進事業	生涯学習課
社会福祉協議会運営補助事業	社会福祉課
地域福祉活動事業	社会福祉課
障害者福祉団体補助事業	社会福祉課
ファミリーサポート事業	子育て支援課
ボランティア活動促進事業	社会福祉協議会

基本方針2 安心して暮らせるまちづくり

(1)孤立予防に向けた見守りの充実

事業名・項目名	担当
民生委員・児童委員活動推進事業	社会福祉課
低所得者相談事業	社会福祉課
自殺対策推進事業	健康増進課
いな見守りONE TEAM事業	いきいき長寿課

(2)人権尊重のまちづくり

事業名・項目名	担当
人権相談・女性相談事業	人権推進課
いじめ問題対策事業	学校教育課
人権教育事業	生涯学習課

(3)日常生活の支援

事業名・項目名	担当
町内循環バス運行管理事業	危機管理課
ふれあい収集事業	クリーンセンター
町営住宅維持管理事業	都市計画課

(4)防犯・防災対策

事業名・項目名	担当
防犯灯管理事業	危機管理課
防犯まちづくり推進事業	危機管理課
消費者対策事業	元気まちづくり課
自主防災組織設立運営事業	危機管理課
避難所整備事業	危機管理課
防災行政無線整備事業	危機管理課

(5)再犯防止の推進【再犯防止推進計画】

事業名・項目名	担当
生活困窮者相談事業	社会福祉課
社会を明るくする運動	人権推進課

基本方針3 福祉サービスを適切に利用できる仕組みづくり

(1)情報発信の充実

事業名・項目名	担当
広報事業	秘書広報課
広報いな作成事業	秘書広報課

(2)包括的相談支援の充実

事業名・項目名	担当
相談支援事業	社会福祉課
こころの健康相談	健康増進課
ふくし総合相談窓口	社会福祉協議会

(3)成年後見制度の利用促進【成年後見制度利用促進基本計画】

事業名・項目名	担当
成年後見支援センター運営支援事業	社会福祉課
成年後見支援センター運営事業	社会福祉協議会
市民後見人養成事業	社会福祉協議会
成年後見制度啓発事業	社会福祉協議会

(4)ヤングケアラー・若者ケアラーの支援

事業名・項目名	担当
ヤングケアラー・若者ケアラー支援事業	社会福祉課 学校教育課 子育て支援課
家族介護支援事業	いきいき長寿課
教育相談	学校教育課
教育センター運営事業	学校教育課

(5)各種サービスの質の向上

事業名・項目名	担当
各種児童福祉関連サービス	子育て支援課
各種高齢者福祉・介護保険サービス	いきいき長寿課
各種障害者福祉サービス	社会福祉課

5 用語解説

あ行

アウトリーチ	援助が必要な人々に対して、公的機関や施設が対象者のいる場所に出向いて、積極的な働きかけを行うこと。
伊奈町成年後見支援センター	判断能力が十分でなくなっても、引き続き住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度を中心に相談に応じている機関。社会福祉協議会が伊奈町から委託を受けて運営。
伊奈町見守りオレンジネットワーク事業	高齢者・障がい者・児童とその家族が地域社会で安心して生活できるよう、地域の事業者(団体)が日常業務のなかで家庭を見守り、何らかの「異変」に気づいた際に、各相談窓口の情報提供することで、必要な支援に早急につなげられるネットワークのこと。
いな見守りONE TEAM(ワンチーム)事業	認知症などにより日常的に外出時の見守り支援などが必要な高齢者・障がい者・児童等が行方不明となった場合、早期発見につなげられる支援制度のこと。「高齢者等見守りネットワーク事業」、「高齢者等見守りシール交付事業」、「高齢者等GPS機器導入補助金交付事業」、「伊奈町見守りオレンジネットワーク事業」の4つの事業を一体的に実施する。
お年寄り世帯見守りたい	町内在住のおおむね65歳以上の高齢者を、中学生以上のボランティアが見守る制度のこと。
親亡き後	普段親の介護や支援を受けて生活している、障がい者やひきこもりの方などが、親が亡くなった後に生活を支える人がいなくなり、生活面や経済面で困難が生じること。

か行

虐待	人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為のこと。身体的虐待(殴る、蹴るなどの暴力的な行為)、性的虐待(わいせつ行為)、心理的虐待(暴言や脅迫など)、ネグレクト(食事を与えない、放置など世話の放棄)、経済的虐待(財産や年金を本人の同意なしに使うなど)がある。
協働	地域のさまざまな課題を解決していくために、町民や事業者等と町が、共通の目的を設定できる事柄について、対等な協力関係のもとに、それぞれができることを役割分担し、その実現に向けて協力して取り組むこと。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な人が、さまざまな局面で不利益を被ることがないように、弁護または擁護する制度の総称のこと。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が、その年次の年齢別出生率で、仮に一生の間に生むとしたこどもの数に相当する。

さ行

自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。
市民後見人	弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の地域住民による成年後見人等であり、市区町村等の支援を受けて後見業務を適正に担う。住民目線で本人に寄り添った、きめ細やかなサポートができる強みがある。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき、社会福祉の推進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている。地域住民や社会福祉関係者等の参加・協力を得ながら活動することを特徴とし、民間としての「自主性」と、広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織。一般的に「社協」の略称で呼ばれる場合が多い。
社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が十分でない人に対して、代理権などを付与された後見人が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護(財産管理や身上監護)する制度。家庭裁判所が後見人を選任する「法定後見」と、本人が将来に備えてあらかじめ後見人を選び契約しておく「任意後見」がある。

た行

ダブルケア	自分のこどもの子育てと親の介護を一緒に行う状態のこと。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。
地域共生社会	同じ地域で暮らす一人ひとりが、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えてもらう側」という関係性を超えて、自分ができることを行ってお互いに助け合い、支え合い、生きがいを持って元気に安心して暮らしていける社会であり、地域で暮らす人や地域のボランティア、福祉組織、行政などさまざまな地域資源が世代や分野を超えてつながりあい、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるため、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援を、継続的かつ包括的に提供する仕組み。

地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の維持や生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために、必要な支援を包括的に担う地域の中核機関。高齢者への総合的な生活支援の窓口となっており、市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士等の専門職が配置されている。
------------	--

な行

任意後見制度	一人での判断が可能うちに、認知症や障がいの場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度。
--------	---

は行

8050 (はちまるごーまる)問題	「80」代の親が「50」代のひきこもりなどのこどもの生活を支えるという問題。
ひきこもり	さまざまな要因の結果として、就学や就労、家庭外での対人交流などの社会参加を回避し、他者と交わらない形での外出はしていても、原則的には、6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態。
避難行動要支援者	災害発生時に自ら避難することが困難な住民。
ファミリーサポート事業	子育て中の保護者の日常生活を地域で支援するため、「育児の援助を受けたい人(依頼会員)」と「育児の援助に協力できる人(援助会員)」がそれぞれセンターに会員登録し、必要なときに会員同士で子育ての援助活層(有償)を行う事業。
法人後見制度	社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が、成年後見人、保佐人、もしくは補助人(以下「成年後見人等」という。)になる制度。親族または弁護士等の専門職後見人等が個人で成年後見人等になる場合と同様に、法人が本人の保護・支援を行う。一般的に法人後見では、法人の複数の職員が職務執行者として成年後見制度に基づく後見事務を行うので、長期的に後見事務を継続できるという利点がある。
法定後見制度	家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(補助人・保佐人・後見人)が、ご本人の利益を考えながら、ご本人を代理して契約などの法律行為をしたり、ご本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、ご本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、ご本人を保護・支援する制度。
ボランティアセンター	社会福祉協議会が設置しているボランティア活動の推進・支援を図る拠点のこと。ボランティア活動への相談や登録、情報提供、講座や研修会の開催、活動保険の加入窓口、ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要とする人とのコーディネートなど、連絡調整や活動基盤の整備を行う。

ま行

民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立った相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、児童委員を兼ねる。児童委員は、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるよう、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。
-----------	--

や行

ヤングケアラー・ 若者ケアラー	ヤングケアラーは、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満のこどものこと。若者ケアラーは、18歳～おおむね30歳代までのケアラーのこと。
要介護(要支援) 認定者	介護保険制度において、支援や介護を要する状態であることを保険者に認定された被保険者。日常生活(身支度、掃除、洗濯、買い物等)を営むのに見守りや支援を必要とする状態を意味する「要支援認定」と、日常生活において介護を必要とする状態を意味する「要介護認定」の2種類の認定が別々に規定され、最も軽度の要支援1から最も重度の要介護5まで、7段階の介護度が設けられている。

ら行

老老介護	高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に65歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟などのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケースを指す。
ロコラジ体操	ロコモティブシンドローム(運動器の障がいのために移動機能の低下をきたした状態)予防に着目した下半身に効果的な体操と、全身に効果的なラジオ体操の呼称。

アルファベット

PDCA (ピーディーシーイー)	事業活動における品質管理などの管理業務を円滑に進めるための手法のひとつ。Plan-計画する、Do-実行する、Check-評価する、Action-改善する、の4段階を繰り返すことにより業務を継続的に改善すること。
SNS(エスエヌエス)	Social Networking Serviceの略。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。

伊奈町第3期地域福祉計画

令和7年3月発行

編集：伊奈町社会福祉課

〒362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目 355 番地

TEL:048-721-2111(代表) FAX:048-721-2137

